

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
1	1	第3条 (定義)	第3条に「職員」の定義を入れ、明確な位置付けが必要です。	「職員」は、市及び議会の補助組織としての職員であり、第40条の「職員の責務」は全ての職員に適用されることから、あえて定義付けをする必要はないと考えます。	修正なし。
2	1		<p>基本的な考え</p> <p>制度の重複や屋上屋は避けるべきである</p> <p>既存の制度をいかに活用するかを重視する</p> <p>市政に参加できる人の範囲を明確にする</p> <p>悪用されかねない意味不明な表現を削除する</p> <p>実情に合わない表現を削除する</p> <p>権限の無意味な分散を避ける（無責任につながる）</p> <p>あまりに一般的・包括的・一方的な表現は避ける</p> <p>過大な権利は不要</p> <p>問題を明示し先送りしないようにする</p>		回答なし。
	2	第3条 (定義)  (2)	市内で働く者及び就学する者・・・範囲を明確にすべき。 市政に参加できる人の範囲を明確にする	第2号「市民等」は、市民自治によるまちづくりを推進する担い手となり得る人や団体等を指しています。市内で活動している就業者や就学者も含まれています。 なお、第1号「市民」の定義を明確にするため、次のように整理しました。  (1) 市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。	修正あり。
	3	第5条(2)、 (3)、(6) (市民等の望む まちの姿)	不要。 ・悪用されかねない意味不明な表現を削除する。(13)を(2)に繰り上げる。	<p>市民自治によるまちづくりを推進する基本原則を定める条例の策定であることから、市民との協働による策定プロセスを尊重しました。</p> <p>第5条は、策定プロセスにおいて行なったパブリックインボルブメントという対話集会で集められた約7,000件の市民意見や小中学生の作文371編「こんな流山市にしたい」の意見、「市民フォーラム」からの意見などを基礎資料として、流山市民憲章等を検証しながら、市民自治によるまちづくりを推進する担い手の望むまちの姿を条文として謳ったものです。</p> <p>しかし、さらに教育、平和などを加え、条文タイトルを第1項の主語に合わせ、総合計画体系順に次のように再整理しました。</p> <p>(目指すまちの姿)</p> <p>第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。</p> <p>(1)地域の生態系の保全と景観に配慮したまち</p> <p>(2)緑を大切に、地球温暖化対策に取り組むまち</p> <p>(3)平和を守り、安心と安全を実感できるまち</p> <p>(4)市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち</p> <p>(5)学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち</p> <p>(6)生涯にわたって学ぶことができるまち</p> <p>(7)歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち</p> <p>(8)子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち</p> <p>(9)健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち</p> <p>(10)高齢者や障害者が暮らしやすいまち</p> <p>(11)地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち</p> <p>(12)男女共同参画社会が形成されたまち</p> <p>(13)多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち</p>	修正あり。
	4	第11条 (参加の権利)	不要。 あまりに一般的・包括的・一方的な表現は避ける。 過大な権利は不要。	<p>市民自治によるまちづくりを推進していくうえで、公共の一翼の担い手としての市民等の役割や公共領域は益々増えております。</p> <p>本条は、市民等が市民自治によるまちづくりの一翼を担う上において、市政に参加する権利があることを明確に規定する必要があると考え、規定したものです。</p> <p>一方、参加の権利に対し、責務規定も必要であるとして第37条で規定しています。</p>	修正なし。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
5	第12条 (子どもの意見 表明の機会の保 障)	不要。 過大な権利は不要。	次世代のまちづくりを担う子どもたちが、自らの意見を表明できる機会を設けることは、本市の将来の市民自治によるまちづくりの推進のためには重要であることから、本条を設けています。なお、本市では、平成20年4月「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」が施行されています。	修正なし。
6	第13条 (参加の機会の 保障)	議会と重複。 制度の重複や屋上屋は避けるべきである。 既存の制度をいかに活用するかを重視する。	本条は、市民自治によるまちづくりを推進するには、市民等による市政への参加の機会を保障することを規定する必要があると考えます。参加において表明される有用な意見は、積極的に市政に取り入れ、活用することが、市民の福祉の向上に寄与するものと考えます。  議会については第31条(市民等にかかれた議会)でも明文化していますが、二元代表制のもと市民等が市民自治によるまちづくりの推進に関わっていくことが重要であることから参加の機会を設けるよう、基本原則を定めたものです。	修正なし。
7	第16条 (流山P I 方 式)	不要。 制度の重複や屋上屋は避けるべきである。 既存の制度をいかに活用するかを重視する。 悪用されかねない意味不明な表現を削除する。	P I という参加手法は流動的なものであり、恒久的な市民参加の手法として、条文として規定することは不適切という指摘があることを再考し、条文として削除をすることで整理しました。	修正あり。
8	第18条 (市民投票)	1/8はハードルが低すぎる。1/3位がいいのでは。	策定過程において18歳以上市民131,028人として、1/10(13,103人)、1/4(32,757人)、合併特例法に基づく合併協議会設置協議の1/6(21,838人)の議論もありましたが、連署数を集めることの現実性なども検討し、1/8(16,378人)の連署数が人口規模の近い県内の我孫子市(135,583人)の1/8が現実的で妥当な数値と考えました。  しかし、具体的条項について個別条例の制定時に規定することと再考し、次のように整理しました。  (市民投票) 「市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。 2 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。」	修正あり。
9	第19条 (国及び千葉県 との協力等)	「国及び千葉県と対等な立場であり・・・。」 不要。 実情に合わない表現を削除する。 過大な権利は不要	平成12年の地方分権一括法の施行に伴い、機関委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務に再編されたこと等を受け、国と地方の法律上の上下関係がなくなり、国・千葉県と対等・協力の関係となったことから、地方自治を推進していくため、国や県に政策や制度の改善等の提案を積極的に行うという市の姿勢を表したものです。	修正なし。
10	第21条 (市外の人々との 連携)	不要。 市政に参加できる人の範囲を明確にする。	まちづくりにおいては、市外の人々からも広く知恵や意見を求め協働していくなど、より良いまちづくりを推進していくことが必要と考えます。  市外の人々には、専門的な知見を持つ方、市内の歴史や自然などに造詣の深い方、その他特定の事項に精通した人々がいます。そうした人々と連携していくことは必要と考え規定しています。	修正なし。
11	第22条 (国際交流)	「諸外国の自治体等と協力して・・・。」 不要。 市政に参加できる人の範囲を明確にする。 悪用されかねない意味不明な表現を削除する。	自治体間及び市民レベルの現状に即した国際交流に取り組む姿勢を規定することは必要と考えます。	修正なし。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
12		第24条2 （財政運営）  同3  同5	「複式簿記による連結決算」とする。  市債や借入金の返済計画を提示することをうたう。 問題を明示し先送りしないようにする。  市民に意見を求めるときには、借金の返済計画を明記すべきことをうたう。 問題を明示し先送りしないようにする。	平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（地方財政健全化法）においては4つの指標（将来負担比率、実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率）の下、総合的な財政状況を的確に把握し、健全化を図るものとされ、本条例は、これを踏まえ、流山市の財政運営の健全化への方向性を示しています。  また、平成20年度決算から、これまでの現金主義・単式簿記を特徴とする公会計制度と合わせて、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入し、複式簿記を活用して参ります。  市長が、財政運営における目標値を定め、中長期的な財政計画を策定することを規定しています。  市債や借入金の返済計画については、地方自治法の243条の3の規定により公表しておりますが、市債も含め「中長期的な財政計画」の中で整理して参ります。  第5項は、市政にかかる大きな後年度負担を伴う事業を実施する場合、市民投票などの方法によって市民に意見を求めなければならないことを規定しています。  意見の求め方として、すぐに市民投票を実施するのではなく、地域でのアンケート、タウンミーティング、市民意識調査などの様々な手法による議論を行い、それでも市民の議論がまとまらない場合、市長は個別単独型の市民投票条例を制定し市民投票を行なうことを規定しています。  当然、事案に関する情報の提供の際には、借金の返済計画などの分かりやすい情報を提供することとなります。  なお、より具体的に規定することを再考し第5項を次のように再整理しました。  5 市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければなりません。	一部修正あり。
13		第25条 （行政評価）	行政評価は市長が行い議会が評定すればよい。 権限の無意味な分散を避ける（無責任につながる）。	行政評価とは、市が総合計画体系の政策・施策・個別事業の効果、成果及び効率性などを検証・評価し、その評価の過程で発見された課題について事業の見直しや計画、予算に反映させ、新たな目標値を定めて事業を実施していくことを規定することであり、計画行政を推進する上での基本であります。  行政評価の実施に当たっては、客観性や透明性を高めるため、市民等の参加やその結果を公表することが不可欠となります。	修正なし。
14		第31条1 （市民等にか かれた議会）	不要。 悪用されかねない意味不明な表現を削除する。	開かれた議会として、会議の傍聴及び会議録等の公表のみではなく、市民等が市政への関心や参加の意欲を高めることができるよう、市民に分かりやすく議会情報を提供していくとともに、市民等の問題意識等把握し、政策立案に反映させることを議会運営の原則として規定したものです。  なお、議会運営の原則は、基本的に議会基本条例において定めることを再考し、章のタイトルを「議会の役割」と再整理しました。	修正なし。
15		第42条 （条例の見直 し）	改定の具体的条件を明記すべき。 不磨にならぬよう配慮必要。	この条文は、社会情勢が著しく変化した場合、見直しを行うべきものと考えられます。  ここでいう社会情勢の変化とは、まちづくりの進展、参加のあり方、協働のあり方などが変化してきたとき、法令の改変等で条例の内容に齟齬が生じた場合等が想定できます。  改定の具体的条件の明記については、解説文で例示として説明します。	修正なし。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
3	1	前文	<p>「流山市自治基本条例（案）」（以下「条例（案）」）が、市民協議会発足後3年の歳月をかけて纏め上がり、最終のパブリックコメント募集の段階までに至ったことを心からお喜び申し上げますと共に、関係者ご一同の熱意とご苦労に大いなる敬意を表します。</p> <p>私は「条例（案）」がここまで纏まる節目節目の段階では、その時点での各文案に目を通していました、率直に言って「これは如何か？」と思われるような文案になりかかっていることを見て、その行く末に危惧を覚えたことがありました。しかし、この程「広報ながれやま」に発表された「条例（案）」は、そのような危惧を一掃してくれる見事な条例文体系に仕上がっていることに大変感心致しました。この条例が施行されれば、今後全国の地方自治体の基本条例づくりのモデルにされることでしょう。</p> <p>しかしながら、そのように全体としては高く評価した上でなお一つ不満があります。それは、「条例（案）」の本体が非常に良く整備されているのに対して、「前文」が以下のような欠陥を持っていることです。</p> <p>「前文」の欠陥</p> <p>1、まず文章が饒舌で長すぎます。何よりも大切なのは、一つ一つの条文自体なので、「前文」が饒舌且つ冗長に過ぎることは、折角の条文の与えるインパクトをむしろ弱めてしまっています。「前文」は思い切って現在の半分程度に短縮し、「簡潔で格調高い文章」にすべきだと思います。</p> <p>2、この条例は一旦布告されたら簡単には変更されず、長い年月の評価に耐えていかなければならないものです。そのためには、昨今の世相で持て囃されている「流行語」のような表現は、極力避ける工夫が必要だと思います。そのような観点からは、「今日、地方分権の時代になり、地方政府としての…」という表現、あるいは「市民自治」という言葉のくどい繰り返しなどは如何かと思います。</p> <p>3、前文は「わたしたち」という一人称で書かれています。その「わたしたち」とは誰なのでしょう？当然、「市民」のことでなければならぬ筈です。ところが、文章全体の持っているニュアンスからは、「わたしたち」とは「条例策定市民協議会」のことを指しているかに感じられるきらいがあります。</p> <p>それが最も強く匂うのは、「わたしたちは、『自治始めます』を合言葉に多くの市民の声と想いを込めて、市民推進のための普遍の原則を定めました。」という箇所です。この文章は、市民協議会がその活動成果を回顧する文章としては適切であっても、市長（＝行政）の発議で議会が審議制定する条例の文章としては不適切です。市民協議会あくまでも「黒子」であるべきです。</p> <p>以上、「わたしたち」の自治基本条例が一層良いものに仕上がって欲しいと言う願いを込めて、率直にコメントさせていただきました。最終段階での調整でご考慮いただければ幸いです。</p>	<p>前文を次のように整理しました。</p> <p>前文 わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。 わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。 地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき分権を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を立案し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともにまちづくりを進めることが求められています。</p> <p>この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。 そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。 流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治によるまちづくりを推進するための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。</p>	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
4	1	1、前文について	<p>(1) 前文において「今日、地方分権の時代となり、地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を立案し実行しなければなりません。」とあります。この文章は地方分権という観点から従来の中央政府に従属したあり方ではなく、「地方自決」という趣旨から「自らの責任」との文言を使用していると考えます。その考え方であれば、前段の「市民意思を十分に把握し」という文言の意味が不明確です。市民意思の把握が十分になされなければならないのは、過去も今もこれからも同じです。問われているのは、「市民主権」の考え方にたつかどうかです。従って、「市民主権に立ち、地方政府の責任において政策を・・・」と文章を修正すべきであると考えます。</p>	<p>前文を次のように整理しました。</p> <p>前文 わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。 わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。 地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき分権を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を立案し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともにまちづくりを進めることが求められています。</p> <p>この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。 そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。 流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治によるまちづくりを推進するための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。</p>	修正あり。
	2	1、前文について	<p>(2) さらに前文では「市民は、主権者としての自覚を持ち、自分たちの問題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともに、流山市のまちづくりを進めることを求められています。」とあります。この文章は市民が主語です。この主語である主権者である市民が「行政、議会とともに」として行政、議会と同列に置かれています。これでは主権者としての市民は、唯一の主権者ではなく、主権を行政や議会とで共有、または分有するようなかたちとなります。行政や議会の役割を何ら否定する考え方から言うのではなく、むしろ行政や議会は主権者たる市民の意思を政策化し、決定し、執行する機関として存在すると考えます。従って、「行政、議会とともに」ではなく、「市民として様々なとりくみを行いつつ、 行政、議会に市民の意思を反映(あるいは「集約」)し、流山市のまちづくりを・・・」ではないでしょうか。条例の前文案では「市民自治」の本旨が十分に明らかにされていないと考えます。</p> <p>なお、「行政、議会とともに」をあえて肯定的に受けとめて推測するならば、「協働」の考え方からこの文言が使用されているのではと思われるますが、もしそうであれば、「行政、議会とともに」というそれぞれ独立的にとらえるものではなく、「参加・協働によるとりくみをつうじて」として市民が行うことを積極的に明確にすることがベストと考えます。</p>		

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
3		1、前文について	<p>(3) 続いて「この(「まちづくり」 - 引用者)大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加」とあります。これと同じような文章が条例案第37条(市民の責務)の項に「市民は、自治の主体者であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。」規定されています。</p> <p>責任とは、義務あるいは義務に違反した罰を負担することを意味します。あるいはリスクを負担することを意味する場合もあります。このように責任ということば抽象的で多義的な意味があります。条例という性格上、文意は明確でなければなりません。従って、前文については「市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、」を「主権者として市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って」と「主権者として」を挿入し文意を明確にすべきであり、第37条の「その発言及び行動に責任を持つとともに」については、この文章の流れから、「その発言及び行動については法令・社会慣習等に従うとともに」に修正することが妥当であると考えます。</p>	<p>前文と第37条では市政の参加に当たっての市民の「責務」についての原理・原則を規定しています。自治基本条例は、本市の市民自治によるまちづくりを推進するための原則を定めています。市政への参加に当たっての責務は生じるものの、それに対する違反行為に罰則を求めるなど、強制的に市民自治によるまちづくりを推進することは民主主義の原則に反することであり、実情としてできるものではありません。主権は、日本国憲法で国民に在ることが謳われており、自治基本条例において、主権を繰り返し明記する必要はないと考えます。その主旨(文意)は、「自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、」で認識できるものと考えます。</p> <p>また、第37条は、市民等が市政に参加する場合、責任を持つことは市民自治によるまちづくりを推進するうえで重要であることから、「その発言及び行動に責任を持つとともに」と規定しました。また、「法令・社会慣習等に従う」ことは責任の対象ですが、条文では「その発言及び行動に責任を持つとともに」と整理しました。</p> <p>なお、次のように一部再整理しました。 (市民等の責務) 市民等は、市民自治によるまちづくりの主体者であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。</p>	修正あり。
4		2、各条について 第4条 (基本理念)	<p>(1) 流山市の自治の基本理念が第4条に示されています。第4条(3)に、「市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。」とあります。この「市民の信託」という言葉は前文にもあります。ご承知のとおり現行の法・制度のもとにおいては選挙に当選すれば、選挙人の意思にかかわらず、被選挙人、すなわち市長、議会自身の判断において行動することになります。すなわち市長や議会にお任せしますというのが「信託」です。単純に言えば市長、議会の判断で政策を立案し実行してよしいという委任を受けたという意味です。</p> <p>「誠実に」ということは、辞書的には「私利私欲をまじえず、真心をもって人や物事に対すること」です。すなわち市民の信頼を裏切らないということです。ここで使用されている信託とは金銭信託などのように特定の契約が存在するわけではありませんので、非常に抽象的、精神的なものです。市長や議会の対応が誠実であるか否かを峻別することは困難です。「信託」の実施を遵守させるようにするためには、選挙において公約を「公的」なものとして位置づけ、それぞれその公約にもとづき実行されているか、チェックをすることが必要です。しかし現実的にみてこのようなことは現法・制度において不可能なことです。求められることは市長、議会まかせにしない市民のとりくみです。従って、第4条(2)を(3)に繰り下げ、第4条(2)として「市民は市及び議会が誠実に市民の信託に応えるよう多様な方法により努めなければなりません。」を挿入すべきと考えます。(なお、この「多様」という文言については不明確と考えますが、この条項の挿入を第一義的としてとりあえず使用しました。)</p>	<p>第4条は自治基本条例の基本理念等を謳ったもので、市民主権 基本的人権の尊重 市民信託への対応 情報提供と説明責任 参加の保障 協働によるまちづくりの6項目に分けて規定しています。</p> <p>市長及び議員が、市民の信託に適切に応えているかについては、市民等が市政に関心を持ち、市民自治によるまちづくりを推進するため、市政に参加することで、信託に応えているかチェックできるものと考えます。</p> <p>また、第6号で「市民等、市及び議会は、協働によるまちづくりを推進するものとします。」で市民自治によるまちづくりを推進する手法として、協働による取り組みがあることを規定しており、市民の取り組みの挿入は不要と考えます。</p> <p>なお、第2号の主語を次のように再整理しました。 「市民等、市及び議会は、」</p> <p>また、第1号を次のように再整理しました。 「市民は、自治の主体者であり、主権は市民にあります。」</p>	修正あり。
5		第3章 第7条(知る権利)~ 第10条(個人情報の保護)	<p>(2) 情報公開は、基本理念の実現にむけての規定の一つです。ここに規定する「知る権利」、「適正管理」、「公正かつ公平提供」、「説明責任」は基本となるべきもので、これを掲げたことは評価するものです。具体的なことは個別条例において委ねられることになると考えますが、実はこの基本を掲げたことだけで全てうまく行くということにはなりません。適正管理の適正とは情報を保有する者にとっての適正と、情報を知ろうとする者にとっての適正の二つがあります。公正、公平も同様です。しかし行政等が保有・管理している情報を無条件、即時、完全に知るといことは、いかなる社会においても不都合です。社会的規正が存在します。私は、この社会的規正を無視すべきであるとは考えません。重要なことはこの規正の運用が文字どおり公正、公平に行われることです。</p> <p>情報公開に対する苦情処理が設けられています。しかしその機関は行政内の一機関であり、情報を保有するものが苦情の適否を判断するものとなっています。行政は行政の立場があり、この機関の存在を否定するものではありません。しかし市民の知る権利が十分に確保され、具現されるためには、情報の管理と公開の運営を監視し適否をチェックする市民が参加した機関を設けることが必要と考えます。この市民参加があって、市民の知る権利が市民によって運営されられることになると考えます。</p>	<p>第3章の「情報共有と個人情報の保護」において、第8条「情報共有」と第10条「個人情報の保護」の適正管理は、情報を保有する者にとっての適正と情報を知ろうとする者にとっての適正と二つがあります。その情報の適正管理は、「流山市情報公開条例」及び「流山市個人情報保護条例」によって適正に管理されています。その適正管理を規定している条文を表しています。第8章の(公正と信頼の確保)において、第33条(行政手続)における根拠として、「流山市行政手続条例」、第34条の(苦情等への対応)、第35条(倫理)については「地方公務員法」、第36条(内部通報)については「公益通報保護法」や「内部通報制度に関する実施要領」などにより、情報を保有する者として適正管理を含め、全体の奉仕者として責任をもって誠実に市政を運営する姿勢を表しています。</p> <p>情報の管理と公開の運営を監視し適否をチェックするための市民が参加した機関について、市及び議会が保有する個人情報に関連した情報公開の適否を監視チェックするために、市民参加による機関を設けることは、情報管理・保護を担う観点から、不適切と考えます。</p>	修正なし。

流山市自治基本条例(案)パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
6		第4章 第11条(参加の 権利)~第15条 (協働によるま ちづくり)	<p>(3) 参加は協働、情報公開と並び立つ「市民自治」における柱の一つです。私はこれが実のあるものとなることを期待していますが、条文案を見る限り決して十分なものとは言えません。たしかに「参加の権利」と「多様な参加の機会の保障」がもられています。基本は規定されているといわれればそのとおりです。また個別の条例や規則、あるいは運用により行われるという表明もあると思います。この条例は基本の条例ですから詳細にわたる必要もないし、スペース的に困難であるということも理解します。しかし、その上でやはり基本のところでは幾つか規定しておく事柄があると考えます。</p> <p>第一に対象です。対象は政策立案段階、政策実施段階、評価の三つに分けることができます。政策立案段階は述べるまでもなく総合的、個別的な政策立案に対応して行われています。ここではとくに付け加えるものはありません。これに対して政策実施段階には問題があります。それは市民生活に直接な影響がないと見られるものについては、対象外となる場合があります。対象となっても市民の意見を聴取しそれを反映させる目的という性格よりも政策実施・施行の説明・周知に比重が多くあることです。すなわち決まっていることであるので理解して下さいというようなことです。政策実施の段階には多くの取引・手続きが存在します。これらのすべてに市民参加することが良い、または可能であるか、そこは運用のレベルであるので、ここでは求めませんが、ここにも基本的に市民参加の場を設けるべきと考えます。最後に「評価」については行政等においてもようやく行われるようになったばかりで、条例案の第25条3項に「市は、第1項の行政評価を行うときは、市民等の参加による方法を用いるよう努めるとともに、その行政評価の結果を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。」と規定されており評価するものです。また財政運営などの監査など市民参加の課題もあり、制度的な充実を行う必要があります。</p> <p>対象について若干説明的になりましたが、私はこの条例案に対象それぞれの内容についてまで規定すべきと求めるものではありません。しかし「多様な」という対象・範囲が不鮮明な用語ではなく、対象にはこの三つがあることを明記する必要があると考えます。またこの三つでは不足新たに対象の拡大が必要となれば、市民議論をふまえ条例改正を行うやり方の方がメリハリのあるものとなると考えます。</p> <p>第二に参加の方法についてです。方法には様々ものがあります。ワークショップ、タウン・ミーティング、パブリック・コメント、審議会、公聴会、市民提案、市民(住民)投票、その他多くの方法が実施されています。これらの方法について特にこの条例において規定せず個別条例および運用で十分であると考えますが、文章表現は別にして、二つのことは条例の文章に入れるべきと考えます。</p> <p>第一点は審議会がその該当になりますが、その構成のあり方です。条例案の第29条には「市は、審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における多様性の保持に留意するとともに、可能な限り市民等から公募するものとします。」としていますが、これでは不十分です。実態をみたとき、公募の一般市民の割合はごく一部にとどまり、大多数は利害関係または関係事業団体の役員等がメンバーとなっています。審議会はこれら団体との調整の場としての機能が主になっているように私は見えています。これらの団体の意見・要望を聞くことは必要かつ重要なことです。</p> <p>しかし、利害関係・関係業務団体の意見を徴するには参考人として参加を求めるとか、調整等については市が直接にこれら関係団体とあたるなどすべきであります。審議会は専門家等をのぞき公募の市民代表が審議会の過半数を占めるべきと考えます。利害関係者・関係事業団体の関係者が公募の一市民として参加することがあっても、それは団体代表、市の指名ではなく、あくまで公募の個人としての参加ということになります。審議会は特定の団体によって左右されるべきではなく、一般市民に基本的に開かれたものでなければ、市民意思から離れたものになると考えます。</p> <p>第二点についてはタウン・ミーティング、パブリック・コメント、公聴会などの場合に生じることですが、出された意見等について、それがどのように整理されたか。その結果が十分見えないということです。パブリックコメントについても市民には反論権はありません。意見には応じられないとされればそれで結です。市民の参加意欲を向上させるためには、市民の意見、質問に誠実にこたえることが必要です。様々な方法、場を設けたとしても、条例に参加の権利を規定しても市民の様々な参加に誠意をもってあたることなければ「市民自治」は現状にとどまるでしょう。</p> <p>従って、参加の方法についても市民参加(公募)を原則とすることと出された市民の質問・意見に対する市等の誠実な対応を付記することを求めたいと考えます。</p>	<p>市民自治によるまちづくりを推進するためには、市民等の市政への参加の権利、機会の保障の明確化は大切です。</p> <p>第13条で「多様な参加の機会」と表記した具体的な内容としては、ご提案にもあるように政策立案段階、政策実施段階、評価の三段階の参加で、かつ、その参加の方法は、タウンミーティング、アンケート、意見交換会、ワークショップ、審議会、協議会、提案制度、パブリックインボルブメントなどの様々な機会が想定できます。協働では担い手としての公共への参加も発生します。</p> <p>しかし、自治基本条例は、流山市の自治の基本理念と自治の推進に関する原則についての根幹を定める条例であることから、市政への参加等の詳細については、個別条例において規定したいと考えます。</p> <p>審議会の委員構成を、公募の市民代表が過半数を占めるべきという意見ですが、審議会は、地方自治法に基づく市長等の執行機関の附属機関です。執行機関の要請(諮問)に応じて、必要な審査、審議又は調査などを行なう機関です。したがって、委員の審議も第一義的には、審議等を行うに必要な識見等を備えていることが必要ことから、本市においては「審議会等の委員の選任等に関する指針」で女性委員の登用(委員割合が4割を下回らないように努めるものとする)や委員の公募については、委員定数の3分の1を目途に可能な限り公募による委員の登用に努めるものと規定しています。</p> <p>しかし、実情として、なかなか集まらない現状があります。現在審議会数が44審議会のうち、達成できている審議会が34%です。現在の1/3で集まらない実態を考えた場合、過半数を市民公募とすることを規定した場合、条例違反となるので、過半数は実態に即していないため、可能な限りが適切な表記と考えます。</p> <p>また、審議会に関連する関係団体の代表者を委員構成としているのは、関係機関との利害関係の調整に専門的な見地からご意見を伺うためであり、参考人として意見聴取する対象とすることはできないと考えます。審議会の委員の選任については、「審議会等の委員の選任等に関する指針」の規定にあり、審議会等の設置目的を考慮し、その専門的見識等を十分発揮されるため、関係団体なども含めた幅広い分野から適任者を選考して行うことが適切であると考えます。</p>	修正なし。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご 意 見 等	市 の 考 え 方	修正の 有無
7		第16条 (流山P I方式)	<p>(4) 第16条の「(流山P I方式)」の不明点と意見を提起したいと思います。この「公募を含む市民等によって構成される組織」は市民有志の任意組織なのですか。それとも「公募」とありますので、市の機関なのですか。市の機関であれば「協定を結び」などということはありません。また市ではなく民間の有志の団体であるとすれば、「公募」という意味が解りませんし、特定の民間の有志団体について「公募」という一種の便宜をはかることは法律的に考えて理解できないことです。ありていに言えば、官製の民間団体を設け、それと特定の関係をもったり、不公平な利益供与を行うことは許されないのではないかと、このことでは不明点です。続いて「その他市民等の意見を集約することのできる団体」という文章につながっています。前段の「公募を含む市民等によって構成される組織」とどのように文意がつながっているのでしょうか。さらに「市が認めたもの」となっていますが、この条文に規定している内容では市と提言について協力関係を締結できる市民組織の要件は全く不明です。</p> <p>私は市が各市民組織に対してまちづくりに関して様々な政策を検討し市に提言するよう求めることは大いに行うべしと考えます。多くの市民団体から提言を受けるべきです。むしろ市民のとりくみが活発化すれば市民の意見は多様化します。そのため一つの市民組織では集約しきれず、別な市民組織が生まれる可能性があります。現に今回の自治条例に関して自分の考えが受け入れられない可能性が大であるとして市民協議会に参加しなかった人、参加しても自己の意見が多数とならず協議会を途中で退会した人を私は知っています。もし、これらの人が別に市民組織を立ち上げ、市に対し提言の取りまとめ等に関する協定を求めてきたとき市はどのように対処するのでしょうか。また、事案によっては全市的なものではなく一定の地域のみを対象とするものもあります。この場合にはその地域住民を主体にした組織が市にあたるのがベストであり、このような市民組織が結成される可能性が大きいと考えます。</p> <p>従って、第16条については、次のように修正することを求めます。</p> <p>第16条 別に定める資格要件を満たした市民組織は、市とその役割と責任を明確にした協定を結び、対話集会その他の市民等の意見を集約する方法に基づき作成した市政に関する事項の原案を市に提言をすることができます。市は、この原案を尊重し、市民組織と連携し、協力して政策の立案を進めます。こうした政策立案の方法を流山パブリックインボルブメント方式(流山P I方式)とします。</p> <p>2 市は、流山P I方式の担い手である市民組織に対して公正・公平の範囲内において活動を積極的に支援します。</p> <p>3 市民等及び市は、流山P I方式の着実な発展のための実践と検証に努めます。</p>	<p>PIという参加手法は流動的なものであり、恒久的な市民参加の手法として、条文として規定することは不適切という指摘があることを再考し、条文として削除すること整理しました。</p>	修正あり。
8		第17条 (市民参加条例)	<p>(5) 「市民参加条例」および「市民投票」について質問と意見を提起します。まず、第17条の「市民参加条例」についてですが、「市長は、市民等の市政への参加に関する基本的事項を定める条例を制定」とあります。市政参加の基本的事項については別個の「市民参加条例」を制定するわけですが、詳細については当然、個別の条例が必要となると考えます。しかし、その内容のすべてを個別条例に委ねてしまうやりかたは、この基本条例の基本たる意味をないがしろにするもので、基本的事項のその考え方のみでも明記する必要があると考えます。もしその考え方が示されていないと個別条例の作成の段階において何に依拠して基本的事項を纏めるのでしょうか。個別条例の内容によっては、基本条例に盛り込まれているものと照応しないということも無いとは言えません。補強的に考え方のみでも挿入するように求めます。</p>	<p>市民参加については、第4章の「参加と協働」で、基本的な考え方を定めています。17条(市民参加条例)では、参加に関する手続き等について個別条例を制定するもので、自治基本条例の趣旨に則って制定していくものです。</p>	修正なし。
9		第18条 (市民投票)	<p>次に「市民投票」について質問と意見を提起します。まず、第一にこの市民投票を求めることのできる事項は「流山市が直面する将来に係る重要課題」となっています。きわめて包括的になっています。</p>	<p>具体的事項については、別条例を定める手続きとなっており、重要課題とは、地方自治法など他の法令に規定する解散・解職請求などの事項を除いたその他の事項が対象となります。</p> <p>なお、市民投票は市民参加の手法であり、市民投票は参政権ではありません。</p>	修正あり。



流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
		<p>ご承知のとおり、地方自治法の第5章第2節（第76条 - 第85条）では、住民投票による解散・解職の直接請求について定められています。また、同法の第5章第1節（第74条）では、条例の制定の直接請求について定められています。条例案の市民投票とこの法律との関係はどのように整理されているのでしょうか。日本国民たる者、たとえ地方分権であるからといって法律を否定したり無視したりすることはできないと考えます。従って地方自治法の規定に加えて、流山市では「市民投票」制度を設けていることになると考えます。地方自治法にもとづき請求を行うか、流山市条例に基づく市民投票を請求し、市民投票の結果に基づき条例制定等を求めるかは、市民の選択に委ねられていると考えます。</p> <p>ただ、その場合、地方自治法第5章第2節の解散・解職の請求と同じ事案についても流山市条例案の「流山市が直面する将来に係る重要課題」に含まれているのか、明確になっていません。該当事項の認識に誤りを生まないためには、解散・解職請求を含むのか含まないのか明らかにすべきと考えます。</p> <p>次に市民投票の結果の取扱いについてです。条例案第18条3項には「市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該事案を処理するものとします。」と規定されています。ご承知のとおり、地方自治法第74条の条例制定請求は要件を満たしても首長は議会に付議し、その制定及び内容の是非を議会が決定することになります。これに対して流山市の市民投票は要件が満18歳以上の有権者の8分の1以上の署名人により市民投票を請求し、市民投票の結果を「尊重」と定められています。尊重とは法律的にフジーな用語で、基本的に否定または反しているのみならず認めなければよいというものです。問題はどこまでの修正が許されるのか、それぞれの立場によって受けとめが異なる場合です。私は市民投票において承認されたということは市民の意思が明確に示されたわけですから、「尊重」を担保するために市民代表・議会代表・市代表・専門家(法律家など)の四者機関を設け、この機関において文言等の整理を行い、その結果を議会が自動的に承認するという手続にすべきであると考えます。それでなければ市民投票という制度を設けた意義を評価することになりません。</p>	<p>しかし、具体的条項について個別条例の制定時に規定することと再考し、次のように再整理しました。</p> <p>市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。</p> <p>2 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。</p>	
10	第7章 (議会運営の原則)	<p>(6) 議会運営の原則について主要点のみ提起します。第30条2項において「議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとします。」と規定しています。しかし条例案の市民投票結果の取り扱いの「尊重」は、一種の脱法的表現で、地方自治法の規定に従えば、市民投票結果は議会審議における参考であって、条例を審議・決定する議会の権限を否定できません。</p> <p>従って、「地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し」とあるのは、この条例案の市民投票結果尊重規定と矛盾するものとなります。このため、第30条2項については、「議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、流山市自治基本条例及び流山市議会基本条例にもとづき議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとします。」と修正する必要があると考えます。</p> <p>次に第31条の「市民が開かれた議会」については、「多様」という内容不明な規定ではなく、基本的に求められる方法を規定することが重要だと考えます。例えば次のように修正することを求めます。</p> <p>(市民が開かれた議会) 第31条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとします。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び市民との意見交換等市民参画に係る制度の充実に努めるものとします。</p> <p>以上</p>	<p>二元代表制の一つである議会は、市民に信託された市民の代表であり、行政執行の監視、チェック及び政策立案などの権限を備えています。議会は、地方自治法で定める権限を最大限に行使し、市民の意思を市政に反映させ、市民福祉の向上に努めていくことが議会の責務でありますので、第30条第2項の「流山市自治基本条例及び流山市議会基本条例にもとづき」の加筆修正は不要と考えます。</p> <p>なお、議会運営の原則は、基本的に議会基本条例で定めることを再考し、章のタイトル及び第30条第1項(議会の運営)を次のように再整理し、第3項は、同一の条文が議会基本条例で明記されることで進められているので、削除することで整理しました。</p> <p>第7章 議会の役割 (議会の役割) 第30条 議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。</p> <p>第31条の「市民等が開かれた議会」は会議の傍聴、会議録の公表のみでなく、市民が市政に関心や参加の意欲が高められるよう、市民に分りやすく議会情報を提供していく姿勢を議会の役割として規定したものです。</p> <p>また、懇談会などの多様な方法によって地域の課題を把握することについて規定しているものです。そのような議会運営について、自治基本条例では基本的な議会運営の原則のみを条文としています。詳細については議会基本条例の中で明記されることとなりますので、修正意見のような具体的な方法を例示するのではなく、多様な方法が適切であると考えます。</p>	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
5	1	<p>第6条 (地域コミュニティ)</p> <p>第9章 (責務)</p> <p>第10章 (条例の実効性の確保)</p>	<p>基本条例拝読いたしました。関係各位の長い間のご努力に敬意を称します。私は退職して5年目の68歳男性です。</p> <p>現在は柏シルバー大学に籍を置き、流山福祉会のメンバーで、南流山東町会の役員の末席をけがしております。全体によく考えられていると思いますが、第5条の市民の望む街にするためには、財源をどうするのか。</p> <p>第6条の実現性（強制力）と具体性。</p> <p>第9章の責務についても、それを実効あらしめる具体性があるのか、疑問に感じます。10章で実効性の確保をうたっておりますが、このくらいのことで、実効性の担保はどうかと思います。</p> <p>基本条例ですから、具体的なことは書けないのかと思いますが、流山市民としての義務を強制力を含めてもう少し考えないと、絵にかいたモチになるのではと思います。</p> <p>流山市民になる条件として、たとえば良い街にするためのコストを一所帯月に300円を抛出するとか、町づくりの基本単位である町会への加入を強制力のあるものにするとか、</p> <p>市民に対して痛みを求めることが必要ではないかと思いますが（横浜市では環境税があるとのこと）。</p> <p>いい事を謳ってもそれで人が動くとは思いません。市民の義務を考える時ではないでしょうか。</p> <p>特に自治の基本単位となるべき町会について、役割、加入の義務化など自治会の活性化についてもう少しクローズアップできないかと思い、メールをいたしました。</p>	<p>第5条(市民等が望むまちの姿)は、自治基本条例の策定過程において、パブリックインボルブメント方式による対話集会によって寄せられた約7,000件の意見が下敷きとなっています。これらの実践にあたっては、本条例第23条の規定による市の最上位計画としての「総合計画」と整合させ、財源的に裏打ちされた具体的な事業として位置付けて市民等、市及び議会が協働し展開していきます。</p> <p>しかし、さらに教育、平和などを加え、条文タイトルを第1項の主語に合わせ、総合計画体系順に次のように再整理しました。</p> <p>(目指すまちの姿) 第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)地域の生態系の保全と景観に配慮したまち</li> <li>(2)緑を大切に、地球温暖化対策に取り組むまち</li> <li>(3)平和を守り、安心と安全を実感できるまち</li> <li>(4)市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち</li> <li>(5)学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち</li> <li>(6)生涯にわたって学ぶことができるまち</li> <li>(7)歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち</li> <li>(8)子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち</li> <li>(9)健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち</li> <li>(10)高齢者や障害者が暮らしやすいまち</li> <li>(11)地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち</li> <li>(12)男女共同参画社会が形成されたまち</li> <li>(13)多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち</li> </ol> <p>第6条(地域コミュニティ)の実現に向け、市民並び市内で働く者及び就学する者を、市民自治によるまちづくりを推進する自治会やNPOなどの任意団体に加入してもらうことを強制することはできません。</p> <p>しかし、コミュニティ推進施策として自治会への参加を促すとともに、また、NPO活動推進事業として具体的に公共の担い手として連携していきます。なお、条文の「市民自治を推進する」を「市民自治によるまちづくり」と再整理しています。</p> <p>第9章の「責務」の実効性については、条例の制定後、地域への広報や職員研修などを通じ、浸透を図っていききたいと考えています。</p> <p>また、第10章の条例の実効性の確保については、本条例に則った他の条例の制定や改廃及び制度化が行なわれているか等、本条例が形骸化しないよう実効性を確保することを規定しています。市民自治の推進の更なる実現のため、条例制定後も検証していきます。</p> <p>また、流山市民として市民自治によるまちづくりを推進するため、自治会加入などの強制、義務化は、できませんが、市民自治によるまちづくりが市民等の責務として主体的に推進されるよう、具体的なコミュニティ施策として推進していききたいと考えます。</p>	修正あり。
6	1	第3条 (定義)	<p>&lt;要求事項&gt; 1 第3条(定義)の中で、4項の「市政」について、下記のように改訂をされたい。 「市政 市および議会の活動をいいます」</p>	<p>第3条(定義)の第4号の「行政の運営」は、前3号の「市」を指しています。他の条文において、行政の運営、議会の活動、行政と議会の活動を指している条文と整合を図っており、明確であると考えます。なお、第3条第1号の市民の定義を明確にするため、次のように整理しました。</p> <p>(1)市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。</p>	一部修正あり。

流山市自治基本条例(案)パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
		第13条第2項 (参加の機会の保障)  第14条 (提案制度)  第34条第1項 (苦情等への対応) 第34条第2項	2 この改訂に伴い、関連する事項を改訂する。 (1)13条2項 「市は、」=>「市及び議会は、」「これを行政の運営に」=>「これを市政に」  (2)14条 「公益的な観点から行政の運営に」=>「公益的な観点から市政に」  ( )  3)34条1項 「市は、行政の運営に関する苦情等を」=>「市および議会は、市政に関する苦情等を」  (4)34条2項 「市は、行政の運営に関する苦情等に」=>「市および議会は、市政に関する苦情等に」  【理由】 (1)3項において、「市」の定義において、羅列的に明示されている。「行政の運営」という概念用語は意味のあやふやである。「議会」という明確な用語と並列的に置くに至っては何やら怪しげである。自治基本条例という基本法であれば、ここでは、はっきりさせておく必要がある。  (2)市民は、自らの代行として「立法を議員(議会)」「行政を市長」に信託している。14条で定義する提案制度は、対象を「行政」のみに限定するに至っては市民の「市政に参加する権利」を述べる条と自己矛盾と判断する。  (3)13条の2項においては、「市政の両輪」である、市と議会にその任に当たっていただきたい。  (4)34条においては、「市政の両輪」である、市と議会にその任に当たっていただきたい。議員の一方的な立場での活動・暗躍を防ぐことができると判断する。 以上	第13条第2項(参加の機会の保障)では、市民等の意見や提案を、多様な方法を用いて求め、行政の運営に反映していくことを規定しております。議会を含む市政に関しては、同条第1項で多様な参加の機会を設けることを規定し、第13条第2項は行政の運営を対象としており、多様な方法とは、審議会をはじめパブリックコメントやタウンミーティング、ワークショップ、意見交換会、PIなどが考えられ、これらの方法は策定する計画等の属性を考慮して複合的に用いていくことが考えられます。  第14条に関しては、市民等からの行政の運営に関する提案制度を規定したものです。現行の制度として「市民活動団体公益事業補助金制度」がありますが、それも踏まえた新たな提案制度の創設を今後検討していくことを想定しています。 議会への提案などの多様な参加の機会は、第31条で基本原則を規定しており、具体的な内容は議会基本条例で整理されることとなります。  議会への提案などの多様な参加の機会は、第31条で基本原則を規定しており、具体的な内容は議会基本条例で規定されることとなります。  第34条(苦情等への対応)は、市に寄せられる行政の運営に関する苦情や要望の対応について行政施策に反映させることを規定しているもので、議会については、第31条(市民等にかかれた議会)の規定に含まれているものと考えます。  本条は、市に寄せられる行政の運営に関する苦情や要望の対応について行政施策に反映させることを規定しているもので、議会については、第31条に規定しております。	
7	1	意見主旨	流山市自治基本条例(案)において、その前文および基本理念で、今後、流山市は「自分たちの問題は自分たち解決するという市民自治」で市政を運営し、その「市民自治」を担うのは「市民等」とであると定められています。 しかし「市民自治」とは一部市民による直接民主主義を意味しており、憲法で定められた間接民主主義、つまり代表制に真っ向から反しています。 「市民自治」については、本市企画財政部・染谷部長が平成20年12月10日の本会議において「『市民』とは『流山市住民』のことを指しており、『市民自治』とは(憲法にいう)地方自治の本旨の『住民自治』と同じ」という答弁をされました。  しかしながら本条例(案)において市政に参加する権利を有しているのは、流山市住民以外を含む「市民等」であって、正確には「市民等自治」であり、「住民自治」とは全く別物であることを、ここに指摘しておきます。 また「市民」には国籍条項はなく、外国籍の人々が市政に参加でき、「市民等」でさらに住民以外も参政することを定めています。 流山市政が、日本国籍を有する日本人以外の人々によって運営される危険性があること、それをほとんどの流山市住民は知らされていないことも問題です。以下に逐条ごとに問題点を指摘していきます。		回答なし。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
2		前文	「市民自治」は、一部市民（外国籍の人も含む）の市政への直接参加であり、二元代表制の原理を著しく逸脱している問題です。	<p>H12年の地方分権一括法の施行以来、自治体の権限は拡大し、一方で、自己決定・自己責任の重さも増えました。</p> <p>これからのまちづくりを進める中で、市民が市政に関心を持つとともに、地域の課題はそこに関わる市民自らの主体的な意思によって行なわれるべきという市民自治のまちづくりは不可欠であることから、参加の機会や市民参画について明確に位置づけたのが自治基本条例です。しかし、政策の最終選択や決定は、二元代表制である市長と議会であることは間違いありません。</p> <p>ただし、前文を次のように整理しました。</p> <p>前文 わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。</p> <p>わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。</p> <p>地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき分権を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を立案し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともにまちづくりを進めることが求められています。</p> <p>この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。</p> <p>そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。</p> <p>流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治によるまちづくりを推進するための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。</p>	修正あり。
3		第2条 (条例の位置付け)	前文におけるこの条文の原則が誤っており、法令違反とみられる条文が随所に見られるため、最高規範とするのは誤りです。またそもそも条例は横並びであり、上下関係はないことから最高規範の条例とすることに無理があります。さらに法令の解釈、運用の基準を、本条例(案)においていますが、法令により条例を上位におく考えは憲法違反です。	<p>最高規範については、本条例が市民自治によるまちづくりを推進していくことが自治体運営の基本理念として定めた条例であることから、それに基づいて他の条例や規則等の制定又は改廃する場合、本条例の主旨を最大限に尊重し、照らし合わせる根拠となる条例であることから、本条例で流山市の最高規範性を表しているものです。したがって、皆でこの条例の趣旨を理解し守ることで、始めて市民自治が推進されていくものです。また、条例上に上下関係はありませんが、法令等を逸脱した範囲ではないと考えます。</p> <p>なお、第2条第1項、第4項を次のように再整理しました。</p> <p>第1項「この条例は、流山市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。」</p> <p>第4項 市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。</p>	修正あり。
4		第3条 (定義)	<p>(1)「市民」に国籍条項なしで問題です。</p> <p>(2)「市民等」に流山市住民以外の人々、外国籍の人も含めて、広く流山市政に直接関わることは憲法や地方自治法に抵触する可能性があり、問題です。</p> <p>(3)「協働」において、市民等と市及び議会が対等であると定めていますが、二元代表制の原理を無視しています。</p>	<p>(1)市民には本市に外国人登録をしている外国籍の人も含みます。</p> <p>なお、第1号「市民」の定義を明確にするため、次のように整理しました。</p> <p>「(1)市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。」</p> <p>(2)市民自治によるまちづくりを推進するため、まちづくりなど市政には、様々な主体の参加によって行なわれるべきと考えます。なお、法令を逸脱しているものではないと考えます。</p> <p>(3)ここでいう協働は、市民自治によるまちづくりの担い手としての市民等、議会及び市が、それぞれの特性を理解し、情報共有と対等な立場で連携することで市民自治を推進する相乗効果が生まれるとともに、二元代表制をはじめとする市政の機能が向上するものと考えます。</p>	一部修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
5		第5条 (市民等の望む まちの姿)	「子どもたちの人権が守られ」とありますが、「子どもの人権」が何故ここで特だしているのか不明です。	<p>本条は、自治基本条例の策定プロセスにおいて行なったパブリックインボルブメント(PI)方式による対話集会等によって集められた市民意見を集約した中で、重要と考えるものを並列的に列挙している条文です。これらは、第23条に定める総合計画で施策として展開されることとなります。</p> <p>しかし、さらに教育、平和などを加え、条文タイトルを第1項の主語に合わせ、総合計画体系順に次のように再整理しました。</p> <p>(目指すまちの姿) 第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。</p> <p>(1)地域の生態系の保全と景観に配慮したまち (2)緑を大切にし、地球温暖化対策に取り組むまち (3)平和を守り、安心と安全を実感できるまち (4)市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち (5)学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち (6)生涯にわたって学ぶことができるまち (7)歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち (8)子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち (9)健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち (10)高齢者や障害者が暮らしやすいまち (11)地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち (12)男女共同参画社会が形成されたまち (13)多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち</p>	修正あり。
6		第6条 (地域コミュニ ティ)	「市民自治の推進」に努める、とありますが、まずは市民自治の是非を流山市住民に問わなければなりません。また二元代表制の原理を逸脱している問題はどうか。流山市住民が選挙で選んだ議員によって構成される議会の権限と市民等の権利、議会と市民団体の位置づけ、が明確にされておらず、問題です。	<p>市民等は市政に多様な方法で参加し、参加を通じて得られる市民意見を二元代表制によって選ばれた市長及び議会が、政策決定の場で反映していくことが市民自治によるまちづくりの推進に繋がるものと考えます。NPOや自治会などの市民等による地域コミュニティ活動は、市民自治によるまちづくりを推進するための担い手として重要であり、二元代表制である市長と議会と市民等の活動の連携によって市民自治によるまちづくりは推進されるものと考えます。</p> <p>なお、「市民自治を推進する」を「市民自治によるまちづくりを推進する」に再整理しました。</p>	修正あり。
7		第7条(知る権 利)～第9条(説 明責任)  第11条(参加の 権利)、  第13条(参加の 機会の保障)～ 第15条(協働に よるまちづくり)	「市民等」に市政参加の多くの権利を与えています。流山市で働く者、就学する者、NPO、事業者は流動的であり、さらに市政に参加する者は特定の人になると予想されます。市民参加という聞こえがよいですが、結局は参加した一部の大きな声だけが通るといった危険性があります。	<p>市政に関心が高まることは市民自治によるまちづくりの推進に当たり重要で、市政への市民等の参加は市民自治によるまちづくりの進化には不可欠なものと考えます。なお、市民等は市政への参加に当たり、発言と行動には責任を持つことを第37条で規定しており、必ずしも一部の声の大きい人を特定しているものではありません。</p>	修正なし。
8		第16条 (流山PI方式)	PI方式というものが、何故、流山市の政策立案方式とされたのかが不明。市民等構成組織と市民等意見集約団体の役割と責任は何か。市民等の意見は多岐に亘ることが容易に予想され、それを集約するのは困難。こうした問題について納得のいく回答をいただきたいと思えます。	<p>PIという参加手法は流動的なものであり、恒久的な市民参加の手法として、条文として規定することは不適切という指摘があることを再考し、条文として削除することで整理しました。</p>	修正あり。
9		第30条(2) (議会の運営)	「議会は、地方自治法に定める議会の権限を最大限に行使し」とありますが、前文に始まり基本理念に基づき「市民等」に最大限の権利を与えており、果たして地方自治法に定める議会の権限が十分に行使できるかどうか、大変怪しいものです。「市民自治」を掲げている以上、(一部)市民から提出されたものに対し、議会が否と決議できるのか大変疑問です。	<p>二元代表制の一つである議会は、市民から信託された市民の代表であり、行政の監視チェック及び政策立案などの権限を備えております。市民から提案されたものについては、二元代表制である市長及び議会で議論されるものと考えます。市政への多様な市民参加を通して市長及び議会は決議に反映させることが、地方自治の本旨であると考えます。</p>	修正あり。

流山市自治基本条例(案)パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
				<p>なお、議会運営の原則は、基本的に議会基本条例で定めることを再考し、章のタイトル及び第30条第1項(議会の運営)を次のように再整理し、第3項は、同一の条文が議会基本条例で明記されることで進められているので、削除することで整理しました。</p> <p>第7章 議会の役割 (議会の役割) 第30条 議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。</p>	
	10	第34条 (苦情等への対応)	「市は、行政の運営に関する苦情等に対しては、市民等の権利利益を擁護し」とありますが、「市民自治」を標榜し、「市民等」が自分で決めて運営していることに自ら苦情申し立てるという矛盾した構図になっています。「市民等」は権利だけを行使し、問題が起これば市に責任を押し付けていることとなります。権利と義務は両立させなければなりません。	自分たちの地域の課題は自分たちで解決することは、市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則であると考えます。市民等の権利や利益を擁護し、公正で透明な市政の推進には、苦情等に対して迅速で適切な対応が必要であり、問題点が整理され、行政施策に反映していくことは市民福祉の向上には必要と考えます。	修正なし。
	11		以上、逐条ごとに問題点を挙げましたが、そもそも前文や条例の目的、基本理念上の問題の根源がありますので、今一度、そこらご検討戴くことをお願いします。 以上		回答なし。
8	1	第3条 (定義)	流山市自治基本条例案(以下、条例案という)では、「市民等」という言葉が使われ、参加できる市民は住民の外、通勤・通学・NPO・事業者を含めており、国籍条項は不要だとしています。納税義務を負う住民と同じ権利であるとしています。こういう用語の使い方は、日本国憲法第92条(地方自治の本旨)や地方自治法第10条(住民の意義、その権利義務)で規定している趣旨に抵触する恐れがあります。こんな条項を盛り込んだ条例は、納税義務を負う流山住民を正当に扱っておらず、流山住民として黙視する訳にはいきません。	<p>市民自治によるまちづくりを推進するため、市政には、様々な主体の参加によって行なわれるべきと考えます。</p> <p>なお、市民等の市政への参加に当たっては、第37条で発言と行動に責任を持つことと規定しています。また、法令に抵触しているものではないと考えます。</p> <p>なお、第1号「市民」の定義を明確にするため、次のように整理しました。 「(1)市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。」</p>	修正あり。
	2	第2条 (条例の位置付け)  第26条 (法令の活用による政策実現)	条例案第2条(条例の位置づけ)では、この流山市の「最高規範」と位置づけ流山市憲法と謳っています。つまり流山市の政策決定や条例制定は、すべて本条例案の枠内で行われることを意味しています。さらに、条例案の第26条では「法令等を主体性をもって解釈するとともに、自治立法権を積極的に行使する」とまで謳っています。この条例案を日本国憲法や法律の上に置くことが出来るかのような錯覚を与えています。日本国憲法第94条は「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定しています。よって条例案は日本国憲法や地方自治法の規定に抵触することが明白であり、最高規範たり得ない。	<p>最高規範については、本条例が市民自治によるまちづくりを推進していくことが自治体運営の基本理念として定めた条例であることから、それに基づいて他の条例や規則等の制定又は改廃する場合、本条例の主旨を最大限に尊重し、照らし合わせる根拠となる条例であることから、本条例で流山市の最高規範性を表しているものです。したがって、皆でこの条例の趣旨を理解し守ることで、始めて市民自治が推進されていくものです。また、条例上に上下関係はありませんが、法令等を逸脱した範囲ではないと考えます。</p> <p>なお、第2条第1項、第4項を次のように再整理しました。 第1項「この条例は、流山市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。」 第4項「市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。」</p> <p>また、第26条は、地方自治法第2条第12号の「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえてこれを解釈し、及び運用するようにしなければならない。」とされており、この趣旨に則り、地方分権により拡大された自治体の条例制定権を活用し、積極的に自治立法を行い、政策を実現していくことを規定しています。本条は、法令等を遵守するものであり、法令等を逸脱した範囲ではありません。</p>	一部修正あり。
	3	第42条 (条例の見直し)	条例案の第42条(条例の見直し)の規定は、この条例が一度制定されてしまうと、市長や議会ですぐに改正できないようにするハードル・足枷を加えており、議会による条例制定権を縛ろうとしています。これは地方自治法第96条(議会による条例改廃の権限)の規定に抵触する恐れがあります。市議会の多数決で可決した条例を、議会の多数決で変えられないというのは自己矛盾であり、この条例案の中にそのような規定を設けること自体が問題であります。	第42条(条例の見直し)は、条例の見直しについて規定しています。市民自治によるまちづくりを推進するための普遍の原則を定めたものであり(前文)、広く市民等の意見を求めることは必要と考えます。条例の改廃に当たって、その手続には議決が必要となりますので、議会の条例制定権を縛るものではありません。	修正なし。
	4	第4章 (参加と協働)  第41条 (条例の実効性の確保)	条例案第4章(参加と協働)は、市民等が市政の重要事項について「議会を経由しないで」、政策の立案から執行・評価まで行政と共同して推進する条文になっています。さらに、条例の実効性を担保するため、「市長は、必要な制度等を整備する」(第41条2項)、「市長は、市民等と...協議し、連携する」(第41条3項)、「協議の結果、条例等の改正及び制定等が必要であると判断したときは、適切な措置を講じる」(第41条4項)。つまり、これらはすべて議会を経ない場での協議を意味しており、憲法/地方自治法に謳われている「地方自治の本旨」、所謂、市長と議会による二代表制の自治の仕組みに抵触します。これは、「議会軽視」もしくは「議会無視」の条例案であり、これが制定された場合、議会・議員の地盤沈下は免れません。	<p>地方分権後、市民自治によるまちづくりの推進において、市民等、市及び議会がそれぞれの立場で連携・協働していくことは重要と考えます。</p> <p>自分たちの課題は自分たちで解決することは、市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則であると考えます。市民等がまちづくりの主体者として参加することで、市政が活発になると考えます。条例の実行性を確保するため、地域コミュニティと協議、連携して参りますが、条例改正及び制定等が必要な場合、二代表制のもとに議会の議論が必要と考えます。</p>	修正なし。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
	5	第18条 (市民投票)	条例案では、流山市が直面する将来に関わる重要課題に関して、永住外国人を含む18歳以上の流山市住民による「市民投票制度」を設けるとなっています。国会でさえ結論の出ていない外国人参政権を与えようとしているのです。「外国人参政権」は日本人として到底容認できません。	外国人登録法でいうところの居住地は、住民基本台帳法でいう住所です。すなわち、その外国人は、地方自治法第10条の住民であり行政サービスなどの役務の提供を受ける権利があるとともに、納税などの負担の分任の義務があります。なお、市民投票は市民参加の手法であり、市民投票は参政権ではありません。 したがって、流山市が直面する将来に関わる重要課題に関して、参加する権利を有することは市民自治のまちづくりには必要と考えます。なお、具体的な内容については、個別条例の中で整理して参ります。しかし、具体的条項について個別条例の制定時に規定することと再考し、次のように再整理しました。  (市民投票) 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。 2 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。	修正あり。
	6	第6条 (地域コミュニティ)	市長は「市民自治基本条例の制定」を叫んでいますが、現在機能している「自治会・町内会」の存在を無視しています。現実には、この組織の活用の動きもなく、意向がまったく反映されていないのは実に奇妙であります。	自治会・NPOなどの市民自治によるまちづくりを担う地域コミュニティは第6条で規定しています。公共の一翼を担う自治会の役割は重要です。市内でも自主防災組織や防犯組織、地域清掃などの活動が活発に行なわれ、自分たちの課題は自分たちで解決する市民自治によるまちづくりが展開されています。今後も市及び議会と連携協働し、地域コミュニティの推進を図っていきます。 なお、「市民自治を推進する」を「市民自治によるまちづくりを推進する」に再整理しました。	修正あり。
	7		この条例案は、来年3月議会に提案され、4月には発行させたいとの意向であると聞いていますが、この条例が制定されると、市民、市長、市議会、市行政を20年、30年にわたり制約することになりますので、市執行部は多くの市民からの反対意見を条例案に反映させ、慎重に対応して頂きたいと思います。 以上	多くの市民等の意見を聴きながら進めていきます。	回答なし。
9	1		提出する意見書は、（検討の前提として押さえておくべき事項）、（流山市自治基本条例（案）の主要問題点、及び（流山市自治基本条例（案）の逐条ごとの問題点）の3部構成になっております。  検討の前提として押さえておくべき事項 1. 地方分権の法的環境整備の確認 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（以下地方分権一括法という）が、平成11年7月成立し翌12年4月に施行された。 その主要な改正点は以下のとおりである。 (1) 国の機関委任事務が廃止され自治事務と法定受託事務（国政選挙、旅券の交付等）に再編されたこと (2) それに伴い地方公共団体に対する国の指揮監督権が廃止されたこと（地方自治法第150条、151条の削除） (3) 権限委譲（国 都道府県、都道府県 市町村）の積極的推進が図られること 2. 地方分権一括法の意義 (1) 憲法第93条2項に規定する二元代表制が名実ともに機能する体制が法的に担保されたことである。 つまり国と地方自治体の主従の関係から対等の関係に、また自治体内における執行機関と議会の関係も、執行機関の承認・追認機関からの解放による議会復権が実現したことである。 (2) 明治以来の中央集権型行政システムから、自治体の自主運営・自己決定・自己責任の自立型行政システムへの大転換であり、明治維新、戦後改革に次ぐ「第3の改革」と位置づけられる。 (3) 地方分権の終着駅である「道州制」へ向け、強大な裁量権と財源を手中にする執行機関とのバランス上、益々議会の重みが重要視されるがその基礎が出来たことである。	/	回答なし。

流山市自治基本条例(案)パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
2			<p>3. 自治基本条例の原理原則 以上の前提から導かれる自治基本条例の原理原則は以下のようではない。 (1) 二元代表制が適正に機能するような制度設計になっていること。 即ち直接民主主義ではなく、議会制民主主義による議会の権能と責務の明示が、執行機関との関係と対比しつなされていること。</p> <p>(2) 自治基本条例の主たる対象は、地方自治法に規定する日本国民たる住民であるべきこと。その他の市民(外国籍の住民、当該自治体に関する住民以外の市民「通勤・通学者、事業者」)も対象とする場合は、住民を含む市民の定義とその権利義務の範囲が明確に仕分けされているべきこと。</p> <p>(3) 住民の市政への参加の態様は、以下のようであるべきこと。 地方自治法第5章の範囲内の直接請求、第6章の請願 住民投票、 行政並びに議会が実施する住民の意見表明への参加 (パブコメ、委員会での意見表明、タウンミーティング等) 注: その他の市民については(2)項の仕分けによるが、及びの住民投票のうち自治体の統治行為に関わる事項は対象外であるべきこと。</p>	/	回答なし。
3			<p>流山市自治基本条例(案)の主要問題点 前項を踏まえた流山市自治基本条例(案)の主要問題点は以下のとおりである。</p>	/	回答なし。
4			<p>1. 条文の内容・表現が直接民主主義を志向している。 地方公共団体を律している地方自治法における住民の政治への直接参加についての既述は、第5章の直接請求と第6章第7節の請願のみである。 つまり地方自治法は、直接民主主義的政治参加をこの範囲以外認めていないが、本案はこれを逸脱している。 例: 第15条(協働によるまちづくり)、第16条(流山PI方式)並びに直接民主主義を指向している「市民自治」の文言が、条文中随所に見られること。</p>	<p>市民等の市政への参加や協働は、市民等が市政に関心を持つこと、自分たちの問題は自分たちで解決するという、市民自治によるまちづくりの推進には不可欠であると考えます。市民参加や協働によって市及び議会は地域課題を的確に把握し、二元代表制である市長及び議会によって政策を決定していくものと考えます。 市政への参加と協働は市長及び議会の権限の範囲の中で、市民に市政の一部を協力をしてもらうもので、法律の範囲を超えるものではないと考えます。 しかし、第16条のPIという参加手法は、流動的なものであり、恒久的な市民参加の手法として、条文として規定することは不適切という多くの指摘があることを再考し、条文として削除することで整理しました。</p>	修正あり。
5	第3条(定義) 第4条 (基本理念) 第18条 (市民投票)		<p>2. 法令違反の可能性がある。 前1項のほか、第3条(定義)市民・市民等に国籍条項がないまま広範囲な市政参加の権利と多様な参加の形態を保障している。 特に第4条(基本理念)(1)で、主権は市民にあると規定しているが、これら外国籍も含む市民が議会の解散請求、条例の改廃請求並びに監査請求行為を起こした場合、地方自治法に言う「日本国民たる住民」との整合性が取れない恐れがある。 第18条(市民投票)も、上記に同じである。</p>	<p>第3条(定義)の「市民」の定義である「市内に住所を有する者」の住所とは住民登録の外国人登録を含みます。地方自治法で定める住民の権限は法令に遵守するものです。なお、市民投票は市民参加の手法であり、市民投票は参政権ではありません。 なお、第1号「市民」の定義を明確にするため、次のように整理しました。 「市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。」 また、第4条第1号第2号(基本理念)及び(市民投票)の一部を再整理しました。 (基本理念) (1) 市民は、自治の主体者であり主権は市民にあります。 (2) 市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。 (市民投票) 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。 2 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。</p>	修正あり。



流山市自治基本条例(案)パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
6		第2条 (条例の位置付け)  第26条 (法令の活用による政策実現)	3. 運用上、法令逸脱の恐れがある。 第2条(条例の位置付け)3、で「法令の解釈・運用を、本条例に照らして判断するよう義務付けている」、さらに第26条(法令の活用による政策実現)で、「…法令等を主体性をもって解釈するとともに…」としている。前者は法令よりも条例を上位に置いており、後者はそれこそ法令上の根拠もないまま、自治体に法令の拡大解釈権を付与している。 地方自治法第2条の16(地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない)、17(前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする)に該当する可能性が大である。	本条例案は、憲法第94条の規定による法律の範囲で条例を制定するもので、また、地方自治法第2条第16項及び同第17項の規定を遵守するものであり、法令を逸脱しているものではありません。  しかし、第2条第1項、第4項を次のように再整理しました。 (条例の位置付け) 第1項 この条例は、流山市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。 第4項 市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。	修正あり。
7			4. 憲法の統治原理を無視している。 憲法はその前文と第4章での(国会)の設置、さらに第8章(地方自治)第93条の1に(地方公共団体に議事機関としての議会を設置する)とあるように、間接民主主義を統治原理としている。  その具体的制度として、国民(住民)は主権の行使としての選挙により、執行機関の長たる首長及び議事機関を構成する議員を自らの代表者として選出し、統治行為を委任しているのである。即ち二元代表制である。しかるに本案では、市民等と市並びに議会が対等とされている(第3条(6)、第15条、) つまり本案は、代表制の原理を無視していることになる。 特に議会の権能に関する記述が無く、自治基本条例の原理原則に違反している。	市民自治によるまちづくりの担い手としての市民等、議会及び市が、それぞれの特性を理解し、情報共有と対等な立場で連携・協働によって市民自治によるまちづくりを推進することで相乗効果が生まれるとともに、二元代表制をはじめとする市政の機能が向上するものと考えます。  自分たち地域の課題は自分たちで解決するという、市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を定めるもので、憲法及び地方自治法で規定する二元代表制の規定を逸脱しているものではありません。	修正なし。
8		第2条 (条例の位置付け)	5. 本案は、最高規範たり得ない。 纏々申し述べたように、憲法・地方自治法違反の可能性を秘めていること、最高規範にしては微に入り細を穿ち過ぎていること、さらに文言がこなれておらず条文に矛盾が見られること(第34条で苦情等への対応を規定しているが、本案では市民が市民自治の主体で、過剰なほど参加の権利を保障されている。つまり自分で自分に苦情を言うことになりナンセンス)等、種々の問題点を包括しており最高規範たり得ない。	本条例案は、憲法94条の法律の範囲で条例を制定するものであり、また、地方自治法第2条第16項の規定を遵守するもので、法令を逸脱しているものではありません。 最高規範については、本条例が市民自治によるまちづくりを推進していくことが自治体運営の基本理念として定めた条例であることから、それに基づいて他の条例や規則等の制定又は改廃する場合、本条例の主旨を最大限に尊重し、照らし合わせる根拠となる条例であることから、本条例で流山市の最高規範性を表しているものです。したがって、皆でこの条例の趣旨を理解し守ることで、始めて市民自治が推進されていくものです。また、条例上に上下関係はありませんが、法令等を逸脱した範囲ではないと考えます。 なお、第2条第1項、第4項を次のように再整理しました。 第1項 「この条例は、流山市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。」 第4項 「市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。」	修正あり。
			. 流山市自治基本条例(案)の逐条ごとの問題点		
9	1. 前文		我が国の地方自治における統治原理である二元代表制は、主権者である住民(市民)が執行機関の長と議会を構成する議員とを、自らの代表として自らの意思で選出することにより成り立っている。 即ち主権者からの負託・委任により、統治の正当性が担保されている。 これにより統治を負託・委任された側の首長及び議会は共に、主権者の多様な民意を吸い上げる姿勢が要求され、相互の良き牽制関係のもと住民(市民)福祉の最大化に努める責務を負っている。 一方住民(市民)は主権者たる自覚のもと、統治側が負託に応えているかその統治の在りように深い関心を寄せるとともに、主権者の民意を積極的に二元代表に反映させる行為が求められる。 しかしながらここで留意すべきは民意の反映であるが、主権者自らが統治の実施者、体現者として振舞うことを意味するものではない。 それは代表制の原理を逸脱するものであり、憲法の希求するところではない。しかるにこの前文で表現される「市民自治」の概念は、市民の市政への直接的参加のイメージが濃厚であり、二元代表制の原理を逸脱しているものである。前文は条例の趣旨・性格を規定するものであり、条文全体に影響を及ぼす重要なメッセージであることに鑑み、全面的書き換えが必要と考える。	前文では、地方分権の流れに伴い地方公共団体の自主運営、自主決定、自己責任が求められるようになったことから、そして市民・議会・行政が連携し、協力して市民自治によるまちづくりを推進することがさらに必要になったことを、自治基本条例を制定する背景として謳ったものです。 その主旨は、法令に基づく二元代表制を逸脱するものではありません。  ただし、主旨をより明確とするため再考し、次のように整理しました。  前文 わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。 わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。 地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき分権を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を立案し実行しなければなりません。 そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともにまちづくりを進めることが求められています。	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
				この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。 そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。 流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治によるまちづくりを推進するための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。	
	10	第2条(条例の位置づけ)	2条の1、最高規範と定めているが、検討意見本文 項の5項で述べたように本案は種々問題を内包しており、最高規範たり得ない。 2条の3、法令の解釈・運用の基準を本案においているが、これは法令よりも条例を上位に置く考え方に立っている。 憲法第94条は、「地方自治体は法令の範囲内で条例を制定できる」と規定しており、明らかな憲法違反であり当然地方自治法違反でもある。削除すべきである。	最高規範については、本条例が市民自治によるまちづくりを推進していくことが自治体運営の基本理念として定めた条例であることから、それに基づいて他の条例や規則等の制定又は改廃する場合、本条例の主旨を最大限に尊重し、照らし合わせる根拠となる条例であることから、本条例で流山市の最高規範性を表しているものです。したがって、皆でこの条例の趣旨を理解し守ることで、始めて市民自治が推進されていくものです。また、条例上に上下関係はありませんが、法令等を逸脱した範囲ではないと考えます。 なお、第2条第1項、第4項を次のように再整理しました。 第1項「この条例は、流山市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。」 第4項「市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。」  また、第2条第3項は市及び議会が、各種法令等を十分把握し遵守したうえで、本条例の目的を達成するための手段として、運用していくことを規定しているもので、法令よりも条例を上位に置いた解釈ではありません。	修正あり。
	11	3. 第3条(定義)	3条の(1)、(2)、国籍条項ないことが、後述する広範囲な権利付与との関係で、重大な問題・矛盾を引き起こす可能性がある。 3条の(6)、市民等と市、議会は対等ではない。首長と議員を代表とみなし委任・委託している代表性の原理を無視している。 表現変更の要あり。憲法・地方自治法違反である。	市民には本市に外国人登録をしている外国籍の人も含まれます。  なお、第1号「市民」の定義を明確にするため、次のように整理しました。 「市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。」  ここでいう協働は、市民自治によるまちづくりの担い手として市民等、議会及び市がそれぞれの特性を理解し、情報共有し対等な立場で連携することで市民自治によるまちづくりを推進する相乗効果が高まるとともに、二元代表制をはじめとする市政の機能を向上するものであり、法令に違反するものではないと考えます。	修正あり。
		4. 第4条(基本理念)	4条の(1)、本案でいう「市民自治」の概念と、外国籍の市民に主権を付与することは共に憲法及び地方自治法違反である。 4条の(1)は、基本理念からの削除が妥当である。 4条の(2)、市民、市及び議会は、市民の人権を尊重しなければならない。市民が市民の人権を尊重？文言不適切。 4条の(4)、「市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、…」とあるが、日本国民たる住民と外国籍の住民とその他の市民が、皆同一条件で知る権利を保障されるのは疑問である。 それぞれに仕分けされた制限的文言が必要である。 4条の(5)、「市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、…」とあるが、前4条の(4)と同様に権利義務関係の仕分けが必要である。	第4条(1)でいう主権は、市政のあり方を最終的に決定する権利である自治法11条、12条、13条の権利を有する日本国籍を有する人の権利のほか、別条例として制定される市民投票の権利も想定し、市内に住所を有する市民に限定し、法令に違反していないものと考えます。 なお、第4条(1)は次のように再整理しました。 「市民は、自治の主体者であり、主権は市民にあります。」  また、第4条(2)は主旨を変更せず再考し、次のように修正します。 「市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。」  第4条(4)は、市民自治によるまちづくりを推進するため、知る権利を保障し、情報提供し、説明責任を果たしていく姿勢を明確にすることを規定しているもので、その対象は、市民自治を担う市民等であり、制限を必要とするものではないと考えます。  第4条(5)も市民自治によるまちづくりを推進する担い手は市民等であることから、制限を必要とするものではないと考えます。	一部修正あり。
	12	第5条(市民等の望むまちの姿)	5条の(3)、子どもたちの人権が守られ、…、最高規範に何故突然子供たちの人権の項のみがあるのか、他の世代の人権は規定しなくとも良いのか、不自然である。 子供は保護の主体であり権利の主体ではないが、最高規範に記述し「子供の権利条例」制定の根拠にする可能性がある。削除の要あり。	第5条は、策定プロセスにおいて行なったパブリックインボルブメントという対話集会で集められた約7,000件の市民意見や小中学生の作文371編「こんな流山市にしたい」の意見、「市民フォーラム」からの意見などを基礎資料として、流山市民憲章等を検証しながら、市民自治を推進する担い手である市民等の望むまちの姿を条文として謳ったものです。	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
				<p>しかし、さらに教育、平和などを加え、条文タイトルを第1項の主語に合わせ、総合計画体系順に次のように再整理しました。</p> <p>(目指すまちの姿)                      第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。                      (1)地域の生態系の保全と景観に配慮したまち                      (2)緑を大切に、地球温暖化対策に取り組むまち                      (3)平和を守り、安心と安全を実感できるまち                      (4)市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち                      (5)学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち                      (6)生涯にわたって学ぶことができるまち                      (7)歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち                      (8)子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち                      (9)健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち                      (10)高齢者や障害者が暮らしやすいまち                      (11)地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち                      (12)男女共同参画社会が形成されたまち                      (13)多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち</p>	
	13	第6条(地域コミュニティ)	6条の(1)、地域コミュニティに積極的に加入し、その活動に関わることに努めるように規定されているが、参加のあり方は個人の自由であり、公権力で強制するのは自由の侵害である。この項、削除の要あり。	第6条では、市民自治によるまちづくりを推進する担い手である自治会などに積極的に加入し、その活動に関わるように努めることを規定しているもので、市民自治によるまちづくりを推進するためには必要であると考えます。なお、それは強制しているものではありません。 なお、「市民自治を推進する」を「市民自治によるまちづくりを推進する」に再整理しました。	修正あり。
	14	第7条(知る権利)	4条の(4)と同様に権利義務関係の仕分けが必要である。	市民自治によるまちづくりを推進するうえで、知る権利は不可欠です。本条の知る権利は「流山市情報公開条例」によるものであり、対象者についての権利は制限されていないので、制限を加えるものではないと考えます。	修正なし。
	15	第8条(情報共有)	4条の(4)と同様権利義務の仕分けが必要である。	本条は、市及び議会が保有する情報を、適正に管理することや公平に取り扱う旨を本条で規定しています。 市民自治によるまちづくりを推進するうえで、特定の個人や団体であることで、提供すべき情報に制限を加えるものではないと考えます。	修正なし。
	16	第11条(参加の権利)	選挙権(権利)を行使し、二元代表を選出し市政をその代表に委任・負託しているのだから、その趣旨から言っても参加が「権利」といえるか疑問である。 パブコメ等の意見表明は、自由意志であるべきである。	本条は、市民等が市政に主体的に自らの判断で市政に参加することを規定しています。市民自治によるまちづくりを推進するうえで、市民等の市政への参加は不可欠です。参加にはそれぞれの施策等の趣旨によって様々な参加があります。	修正なし。
	17	第12条(子どもの意見表明の機会の保障)	発達段階の子供に最高規範で権利を保障する意図は何か。青年とのけじめの否定につながる。 また親の教育権を侵害する可能性のある「子供権利条例」の制定につながる根拠となる恐れがある。この項、削除の要あり。	市民自治によるまちづくりを推進するうえで、次世代のまちを担う子どもが、自らの意見を表明できる機会を設けることは、重要であり、本条で規定したもので、必要と考えます。	修正なし。
	18	第13条(参加の機会の保障)	市民等の定義毎の参加の権利の仕分けが必要である。 地方自治法違反の可能性あり。	市民自治によるまちづくりを推進するうえで、市政への参加は、様々な市民等の参加によって行なわれるべきものであり、市民等が公正に参加の機会が保障されることは、法令に違反しているものではないと考えます。	修正なし。
	19	第15条(協働によるまちづくり)	この項、直接民主主義の表現濃厚で、地方自治法違反の恐れがある。市民等、市及び議会は既述のとおり対等な関係ではない。二元代表制の理念・趣旨違反。削除もしくは抜本的に表現修正の要あり。	法令に遵守のもと、市民等、市及び議会が協働により、地域で抱える課題を解決し、豊かな地域社会の実現に向けていくことは、市民自治によるまちづくりを推進するうえで重要な要素であり、適切であると考えます。	修正なし。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
	20	第16条(流山PI方式)	(1)この項、直接民主主義的表現濃厚で、地方自治法違反の恐れがある。 (2)流山PI方式の担い手である組織や団体と代表性で住民から市政を負託された議会との関係が記述されていない。議会軽視・無視につながる。 (3)そもそもPI方式の導入がなぜ必要なのか、導入の意図は何か、既存の仕組みで何故いけないのか、唐突過ぎて不透明感が強く最高規範に記述するのは適切ではない。	PIという参加手法は流動的なものであり、恒久的な市民参加の手法として、条文として規定することは不適切という指摘があることを再考し、条文として削除することで整理しました。	修正あり。
	21	第18条(市民投票)	外国籍の市民には地方自治法第5章に関する案件及び流山市の高度の統治行為に関わる案件は、対象外とする仕分けの表現が必要である。	外国人登録法でいうところの居住地は、住民基本台帳法でいう住所です。すなわち、その外国人は、地方自治法第10条の住民であり行政サービスなどの役務の提供を受ける権利があるとともに、納税などの負担の分任の義務があります。なお、市民投票は市民参加の手法であり、市民投票は参政権ではありません。 したがって、流山市が直面する将来に関わる重要課題に関して、参加する権利を有することは市民自治のまちづくりには必要と考えます。なお、具体的な内容については、個別条例の中で整理して参ります。  しかし、具体的条項について個別条例の制定時に規定することと再考し、次のように再整理しました。  (市民投票) 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。 2 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。	修正あり。
	22	第26条(法令の活用による政策実現)	法令等を主体的に解釈する、と市に拡大解釈権を付与しているが、法令上の根拠は無く地方自治法第2条16・17項違反の恐れがある。	第26条は、地方自治法第2条第12号の「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえてこれを解釈し、及び運用するようにならなければならない。」とされており、この趣旨に則り、地方分権により拡大された自治体の条例制定権を活用し、積極的に自治立法を行い、政策を実現していくことを規定しています。本条は、法令等を遵守するものであり、地方自治法第2条16・17項を逸脱した範囲ではありません。	修正なし。
	23	第30条(議会の運営)	30条の2、3条(5)・(6)、4条(1)・(5)・(6)、15条及び16条とこの30条の2は、整合性が取れるのか。相関関係が不明確である。	市民自治によるまちづくりを推進するうえで、市政への市民等の参加や協働は重要であると考えます。参加、協働により、市民意見を十分把握することにより、市政に反映させようとするものです。 なお、議会運営の原則は、基本的に議会基本条例で定めることを再考し、章のタイトル及び第30条第1項(議会の運営)を次のように再整理し、第3項は、同一の条文が議会基本条例で明記されることで進められているので、削除することで整理しました。  第7章 議会の役割 (議会の役割) 第30条 議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。	一部修正あり
	24	第34条(苦情等への対応)	市政に関する苦情等に対しては、市民等の権利利益を擁護し…となっているが、本条例ではそもそも市民等は市政への参加の主体であり、参加は権利でありかつ多様な参加の形態を保障されている存在である。その市民等が市政への苦情を言うのは、自ら天に唾するようなもので矛盾する。	市民等の権利や利益を擁護し、公正で透明な市政の推進には、苦情等に対して迅速で適切な対応が必要であり、問題点が整理され、行政施策に反映していくことは市民福祉の向上には必要と考えます。	修正なし。
	25	第36条(内部通報)	内部通報機関とはどのようなものか、条文中に明確に規定する必要がある。	本条は、公益通報者保護法の趣旨に基づき、職員の内部通報について定めたものです。本市では「内部通報制度に関する実施要領」で、「法令に違反する行為の事実、市民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実、公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為の事実」を対象として定めています。これを勘案して本条では、広範に「適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民の信頼をき損するような行為」を適用範囲としています。 これらについて、解説文で説明します。	修正なし。

流山市自治基本条例(案)パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご 意 見 等	市 の 考 え 方	修正の 有無
	26	第41条(条例の実効性の確保)	41条の3、「市長は、……市民等及び市民自治を推進するための地域コミュニティと協議し、連携する」とあるが、この条文があると「声の大きい」市民等だけと協議することを正当化させる恐れがある。サイレント・マジョリティの市民の声が無視される。公平性の見地から、「協議」「連携」という用語を使用することにもっと慎重を期さなければならない。この項の全文削除の必要あり。	市民自治によるまちづくりを支える市民等、市長、議員及び職員が、この条例の趣旨や基本理念、それに基づく原則や制度を十分に理解し、市民自治によるまちづくりを推進していくことを規定しています。本条例のいう市民自治によるまちづくりは、ただ単に見守って育てるものではなく、市民等、市長、議員及び職員が本条例の主旨を理解し、それぞれが役割を認識し、自ら行動し、まちづくりを進めていくことは重要と考えます。 サイレントマジョリティの市民の声は、二元代表制で整理されるものと考えます。 なお、第3項の「市民自治を推進する」を「市民自治によるまちづくりを推進する」に再整理しました。	修正あり。
	27	第42条(条例の見直し)	条例見直し権は市長のみに存するのではなく、二元代表制の一方を担っている議会にも付与すべきである。 以上	条例の見直しは議決事項となりますので、見直しの内容について議会で審議されることとなります。	修正なし。
10			流山市自治基本条例(案)の具体的項目の問題点		
	1	前文について	<p>前文には基本理念や制定の目的などが記述され、条例の性格を決定するので注意する必要がある。本案の前文には、「市民は、主権者としての自覚を持ち、自分たちの問題は自分たちで解決する」ことが明記され、わたしたちは「自治始めます」と、大上段に振りかぶっている。</p> <p>これは直接制民主主義を指向しており、日本国憲法や地方自治法に規定されている間接制民主主義による地方統治の規定に抵触する恐れがある。</p> <p>さらに、法律用語として定義が定まっていない「市民自治」というキーワードが、「市民自治の精神」「市民自治のまちづくり」「市民自治の基本的な理念」「市民自治推進のための普遍の原則」という使い方がされて、前文だけでも4回も「市民自治」が出てくる。</p> <p>一方、日本国憲法に掲げる「地方自治の本旨」という言葉は最後部に付け足し記述があるのみである。以上のことから、本条例案は直接制民主主義を指向していることが懸念され、日本国憲法、地方自治法、その他法令の規定に抵触していないか、十分に注意して条文を検討する必要がある。</p>	<p>前文では、地方分権の流れに伴い地方公共団体の自主自立が求められるようになったこと、そして市民・議会・行政が連携し、協力して市民自治によるまちづくりを推進することがさらに必要になったことを、自治基本条例を制定する背景を謳ったものです。</p> <p>その主旨は、法令に基づく二元代表制を逸脱するものではありません。 ただし、主旨をより明確とするため再考し、次のように整理しました。</p> <p>前文 わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。 わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。</p> <p>地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき分権を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を立案し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともにまちづくりを進めることが求められています。</p> <p>この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。 そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。 流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治によるまちづくりを推進するための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。</p>	修正あり。
	2	第2条(条例の位置付け)	自治基本条例(案)を「自治体の最高規範」と位置づけ、その他の条例・規則や施策等は本条例案との整合を図らなければならないとしている。条例案が自治の基本理念・基本原則など基本ルールを定めるものであるから一見当然のように思えるが、こういう左翼的な条例が制定されるとその影響は極めて大きい。	最高規範については、本条例が市民自治によるまちづくりを推進していくことが自治体運営の基本理念として定めた条例であることから、それに基づいて他の条例や規則等の制定又は改廃する場合、本条例の主旨を最大限に尊重し、照らし合わせる根拠となる条例であることから、本条例で流山市の最高規範性を表しているものです。したがって、皆でこの条例の趣旨を理解し守ることで、始めて市民自治が推進されていくものです。また、条例上に上下関係はありませんが、法令等を逸脱した範囲ではないと考えます。 なお、第2条第1項、第4項を次のように再整理しました。 第1項「この条例は、流山市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。」 第4項「市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。」	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
		<p>過去を塗り替え将来を制約する 自治基本条例と矛盾する個別条例は制定できないので、過去に制定された条例の洗い直しが行われ、全ての条例が左翼色で統一されることになる。また、自治基本条例案に「子どもの権利」「男女共同参画」「人権擁護」などという文言が入っていれば、将来それを根拠に「子どもの権利条例」「男女共同参画条例」「人権擁護条例」などの制定が迫られることは明白であり、それが左翼の狙いでもある。</p> <p>最高規範とする根拠がない 最高規範とは憲法を意味しており、それ以外の法令を最高規範と称するのは誤解を招く。憲法改正には、国会議員の三分の二以上の賛成と国民投票における過半数の賛成が必要であり、一般の法令とは異なる特別議決が求められているので、最高規範としての裏づけがある。 しかし、自治基本条例は条例に過ぎず憲法や法律が上位にある。憲法に反する法令は無効であるが、自治基本条例に反する個別条例は法的には違法でも無効でもない。また、特別議決を求めることは、過半数による議決を定める地方自治法第116条に反し議会の権限を侵害することから不可能である。従って、自治基本条例を他の条例より上位に置く法的な裏付けはなく、最高規範という言葉を用いる根拠はない。</p> <p>不磨の大典となる恐れがある 憲法が戦後一度も改正されていないことから、憲法と同じ最高規範と称することは、改正することに慎重な意識を植え付ける。多くの自治基本条例は同時に、市長や議会で勝手に改正できないような改廃規定を設けているので、両者があいまって不磨の大典となる恐れが強い。左翼にとって見れば、一度都合の良い条例を制定すれば、おいそれとは改正できないようにするハードルとなるのである。</p>		
3	第3条(定義)	<p>条例案では、市民の定義として「市内に居住するもの、通勤若しくは通学するもの、及び市内で事業活動やその他の活動を営む個人または団体」などと極めて広義に定義している。これは、まちづくりには関係者全員の協力が必要であるという大義名分によるものであるが、権利・義務の関係や受益と負担の関係から見て著しくバランスを失ったものであり問題が多い。</p> <p>権利・義務の不均衡、受益・負担の不公平 地方自治法第10条は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う」と定めている。住民と住民以外では、法的な権利・義務や受益・負担の関係がまったく異なるので、これを一括して「市民/市民等」とすることは法の趣旨と異なりバランスを失する。 財政破綻した夕張市の事例でも明らかのように、最終的な責任(役務の廃止や負担の増加)を負い市と運命を共にするのは住民であって、住民以外は責任を負わない。税を負担し最終責任を負う住民と責任を負わない住民以外には一定の区別が必要である。 中央大学の佐々木信夫教授によれば、地方分権の3原則は「自己決定」「自己責任」「自己負担」とのことである。市の意思決定においても、責任と負担を負う立場にある住民に優先して参画する権利がある。</p> <p>市民の常識から乖離 市民といえは、その市に住んでいる人というのが一般の常識である。都民・県民・町民・村民なども同様である。通勤者・通学者や「その他の活動を営む個人や団体」まで含むと考える人はいない。これでは、オウム真理教、北朝鮮工作員、暴力団まで市民かという疑問が湧くであろう。 また、住んでいる市に対する愛着や思い入れなどから、市は住民の意向を優先するべきであると考えるのがごく自然な住民感情であり、住民を住民意外と同等にしか扱わないことは、住民に対する逆差別と受け取られかねない。</p> <p>個人と団体の十把一絡げ 一般に市民といえは個人を指すのが常識であり、性格が異なる団体と十把一絡げにするべきではない。団体の意向は所属する個人が代表すればすむことであり、どうしても必要であれば事業者、法人、団体などの用語を用いて明確にすべきである。</p>	<p>市民自治によるまちづくりを推進するため、市政には、市民等、様々な主体の参加によって行なわれるべきと考えます。 なお、市民等の市政への参加に当たっては、第37条で発言と行動に責任を持つことと規定しています。また、法令に抵触しているものではないと考えます。</p> <p>第1号の市民には本市に外国人登録をしている外国籍の人も含みます。 なお、第1号「市民」の定義を明確にするため、次のように整理しました。 「市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。」</p>	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
			<p>個別の条文との矛盾 広義の市民を定義すると個別の条文と矛盾を生じやすく、現実には執行不可能なものも多い。例えば、多くの条例は市民の責務として「行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」などと定めているが、通勤者や通学者には地方税の納税義務はない。通勤者や通学者を市民に含めると、厳密に言えば市民を他市の住民と言い換えたときにも矛盾がないような条文にしておかなければ矛盾を生ずることになる。</p> <p>定住外国人の制限 定住外国人は、法的には住民としての権利・義務はあるが国民としての権利・義務はないので、主権にかかわる事項(外交・防衛、国民保護、治安・防災、教育等)の意思決定には参画できない。従って、地方自治法が定める日本人たる住民と一緒に市民とすることは混乱を招く。特に、自治体の重要事項を扱う住民投票の投票資格は、議会と市長の選挙権を持つ者とすべきである。今後、地方分権の進展に伴って、国の権限がさらに地方へ移管されてくることを考えると、外国人の地方参政権などは、なおさら認め難いといわざるを得ない。</p>		
4	参加(参画)・協働		<p>自治基本条例は、自治体運営の基本原則等を定めた総合条例であるが、市民(住民)自治を進展させることに狙いがあるため、主権者である市民の「参加(参画)」と「協働」に重点が置かれている。一般的に「参加(参画)」とは「市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり行動すること」であり「協働」とは「市民、議会及び市長・執行機関が、お互いの役割と責任を自覚し、自主性を尊重しながら協力すること」などとされている。「参加(参画)」「協働」自体が悪いわけではないが、以下のような問題点がある。</p> <p>現実には存在しない「市民の意見」 市民が市政に参加するという場合、市民の意見というものがあって、それを市政に反映させるといような前提に立っているように思われる。しかし、現実には市民の意見などというものは存在しない。あるのはAさん、Bさんという多様な意見である。そして、そのような多様な意見を集約するシステムが選挙であり議会であって、それ以外に公正・公平なシステムは見出しにくい。すなわち、市民参加という概念は集約された市民の意見が存在するかのような幻想の上に成り立つという危うさがある。</p> <p>特定の意見が市民の意見に化ける恐れ 市民の意見を集約する適切なシステムがないままに市民参加を勧めると、特定の限られた意見があたかも市民の意見であるかのように扱われる恐れがある。例えば、何らかのテーマを検討するために市民協議会(市民委員会)などの委員を公募した場合、仕事や家庭の事情などから誰もが参加できるわけではない。多くの場合、年齢・性別などの構成に極端な偏りがでる。経験的には、定年退職後の男性が大半であり、若年層、働き盛り、女性などの意見は反映されにくい。</p> <p>市民の意見を牛耳る左翼プロ市民 さらに厄介なのは、市民参加を自分たちの政治的主張を実現する手段として狙っている左翼プロ市民の存在である。市民公募などに申し合わせて参加し、会議の組織運営を牛耳ってしまう事例が多い。そうすると、一般の参加者は途中でいやになってやめてしまう。それが左翼プロ市民の狙いでもあり、あとは好きなようにやりたい放題となるのである。ある市で市民公募をしたところ、毎回同じメンバーが参加してきたという事例もある。こうなると、左翼イデオロギーの特殊な意見があたかも市民の意見のごとく扱われてしまう危険がある。</p> <p>PI活動もパブリックコメントも限界 一般の市民の意見を広く聴くためにPI(パブリック・インボルブメント)活動やパブリックコメントがあるがいずれも限界があり十分に機能していない。PI活動では、対象に偏りがでたり単なる説明会に終わるケースも多く、広く市民の意見を聞くには程遠い。一方、パブリックコメントは、どのような意見があるかをある程度知ることではできるが、どの意見が市民の多数意見であるかを知ることではできない。禁煙条例のパブリックコメントにJTが組織的に反対意見を出したため、反対が多数意見となった事例がある。</p>	<p>市民自治によるまちづくりを推進するうえで、市政に関する政策立案過程において、多様な意見や相反する意見を幅広く求めて、議論を尽くし、一つの結論を導き出すことは、民主主義の原則であり、市民自治の原点であると考えます。 したがって、パブリックコメントやタウンミーティングなどの多様な参加や協働の形態がある中で、政策立案に適した参加や協働の手法を採用していきます。 このような、参加や協働は公共政策の一部を市民等に協力していただいているもので、二代表制の必要性を軽んじているものではありません。</p> <p>しかし、第16条のPIという参加手法は、流動的なものであり、恒久的な市民参加の手法として、条文として規定することは不適切という意見が議会をはじめ、多くの指摘があることを再考し、条文として削除することで整理しました。</p> <p>市民投票は市民参加の手法であり、市民投票は参政権ではありません。</p> <p>また、市民投票の具体的条項について、個別条例の制定時に規定することと再考し、次のように再整理しました。</p> <p>(市民投票) 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。 2 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。</p>	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
5	第5条(市民等の望むまちの姿)  第12条(子どもの意見表明の機会の保障)		<p>自治基本条例の中には、市民の権利とは別に「子ども」という条項を設けて子どもの権利を定めているものがある。主に「参加する権利」「意見表明権」などであるが、中には「子どもの権利条約に定める権利」などという網羅的なものもある。このように子どもの権利を定めることは不要ばかりでなく危険でもある。</p> <p>市民の定義に年齢制限はなく、子どもは市民に含まれているから、子どもには年齢及び成熟度に従って相応に市民の権利と義務があると解すればよく、市民の権利を定めれば、わざわざ子どもの権利を定める必要はない。このように特定の属性を取り上げると「高齢者」「障害者」「女性」「外国人」などと際限がなくなる。</p> <p>また、「子どもの権利条約に定める権利」などを持ち出すのは全くの不適切である。この条約では、「氏名を有する権利」「国籍取得の権利」などから「武力紛争における保護」まで広範な権利が規定されており、ほとんど自治基本条例とは無関係のものばかりである。唐突に条約を持ち出すのは法的にも整合性がなく、後日、「子どもの権利条約」を制定するための布石とされる懸念が強い。</p> <p>子どもといえども権利だけを定めることは権利・義務のバランスを失うもので不適切である。権利ばかりを強調することは、子どもの人格形成に好ましくない影響を与える。戦後の子ども中心主義に基づく教育が、自主性や権利を強調しすぎた結果、自己中心的な人間をつくりだしたことを忘れてはならない。</p>	<p>市民自治によるまちづくりを推進するうえで、次世代のまちを担う子どもが、自らの意見を表明できる機会を設けることは、自治能力を形成していくうえで重要であり、第5条(3)及び第12条(子どもの意見表明の機会の保障)で規定したものです。</p>	修正あり。
6	第5条(市民等の望むまちの姿)		<p>男女共同参画については改めて言うまでもなく不要・不適切である。自治基本条例は自治の基本ルールを定める手続き条例であるから、個別課題である男女共同参画などに触れる必要はない。これも「男女共同参画条例」を制定するための布石となりがねない。</p>	<p>第5条は、策定プロセスにおいて行なったパブリックインボルブメントという対話集会で集められた約7,000件の市民意見や小中学生の作文371編「こんな流山市にしたい」の意見、「市民フォーラム」からの意見などを基礎資料として、流山市民憲章等を検証しながら、市民自治を推進する担い手である市民等の望むまちの姿を条文として謳ったものです。</p> <p>日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、なお一層必要とされていることから、男女共同参画社会基本法が制定されました。本市でも、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うべき社会の実現は必要であると考えます。</p> <p>しかし、さらに教育、平和などを加え、条文タイトルを第1項の主語に合わせ、総合計画体系順に次のように再整理しました。</p> <p>(目指すまちの姿) 第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)地域の生態系の保全と景観に配慮したまち</li> <li>(2)緑を大切に、地球温暖化対策に取り組むまち</li> <li>(3)平和を守り、安心と安全を実感できるまち</li> <li>(4)市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち</li> <li>(5)学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち</li> <li>(6)生涯にわたって学ぶことができるまち</li> <li>(7)歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち</li> <li>(8)子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち</li> <li>(9)健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち</li> <li>(10)高齢者や障害者が暮らしやすいまち</li> <li>(11)地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち</li> <li>(12)男女共同参画社会が形成されたまち</li> <li>(13)多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち</li> </ol>	修正あり。



流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
7		第26条(法令の活用による政策実現) 法令の「上書き権」	<p>法令の「上書き権」については、地方分権改革推進委員会が「中間的な取りまとめ」(平成19年11月16日付)で言及したことから注目を集め、これに飛びつこうとする向きがある。「上書き権」については概念が不明確で、人によっても理解にばらつきがある。「中間的な取りまとめ」でも「条例により法令の規定を「上書き」する範囲の拡大を含めた条例制定権の拡大」「条例による補正の許容」と述べているにとどまっている。しかし、法令に反することを条例で可能にしようという概念が含まれている点が、従来の「上乗せ」や「横出し」とは根本的に異なっている。</p> <p>条例によって法令を補正する手段は、以下の3通りが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律によって定められた要件を条例によって変更する</li> <li>・ 法律に基づき定められた政省令を条例によって変更する</li> <li>・ 個別の法令の規定を緩やかにして、条例制定範囲を拡大する</li> </ul> <p>これらはいずれも、憲法第94条との整合性、行使する場合の法的裏づけなどを明確にする必要がある。内閣府の地方分権改革推進委員会事務局によれば、「上書き権」についてはまだ明確な概念が定まっていないとのことで、現段階で条例に定めても意味がなく時期尚早である。いずれにしても、法を軽視する風潮を生むことが懸念される。</p>	<p>第26条は、地方自治法第2条第12号の「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえてこれを解釈し、及び運用するようになければならない。」とされており、この趣旨に則り、地方分権により拡大された自治体の条例制定権を活用し、積極的に自治立法を行い、政策を実現していくことを規定しています。本条は、法令等を遵守するものであり、法令等を逸脱した範囲ではないと考えます。</p>	修正なし。
8		第18条(市民投票)	<p>市民投票は、市民参加制度として自治基本条例の根幹をなすものであり、左翼が最も重視しているものの一つである。</p> <p>市民投票制度には、一般的に「常設型」と「非常設型(個別型)」があるとされている。「常設型」とは、あらかじめ住民投票制度の詳細が決まっいて、住民が一定の署名を集めれば自動的に住民投票が実施されるものである。一方、「非常設型(個別型)」とは、住民が一定の署名と住民投票条例案を提出し、その都度条例を議会で定めるものである。</p> <p>「非常設型(個別型)」では、議会の承認が得られなければ住民投票が行われないので、住民投票の是非について議会がチェックする機能を有している。直接民主主義を志向する左翼が議会のチェック機能のない「常設型」の住民投票制度を狙っていることは言うまでもない。</p> <p>住民投票制度については、議会制民主主義という統治原理に反する、大衆迎合政治を招く、政治的に悪用される恐れがあるなどという批判もあり、また、内容によっては住民投票の対象としてふさわしくない事案もあるので慎重にするべきである。自治体の規模によっても異なるが、住民投票には市で数千万から数億円の経費が必要であり、安易に行われるべきものではない。</p> <p>従って、住民投票制度を設ける場合は少なくとも以下を条件とするべきである。</p> <p>議会がチェックし、その都度条例を定める「非常設型(個別型)」とすること</p> <p>発議及び投票資格は、市長及び議員の選挙権を有するものとする(住民投票には法的な拘束力がないことなどから、未成年者や外国人にまで発議・投票資格を拡大している例が多いが、住民投票が市の重要課題について行われることや、尊重義務などにより議会や市長が実質的に投票結果に拘束されることを考えれば、参政権以上に重要であり責任を伴うものである)対象を市の権限に属するものに限定すること</p>	<p>「常設型」の市民投票条例を制定する際、議会の議決を経なければなりません。議会のチェック機能は有しているものと考えます。また、具体的な内容は、別条例の中で整理して参ります。</p> <p>なお、市民投票は市民参加の手法であり、市民投票は参政権ではありません。</p> <p>また、本市の人口規模程度で市民投票を行うと3,000万円程度の費用が想定されます。したがって、外国人登録法という居住地は住民基本台帳法という住所です。すなわちその外国人は、地方自治法第10条の住民であり、行政サービスなどの役務の提供を受ける権利があるとともに、納税などの負担を分任する義務があります。したがって流山市が直面する将来に関わる重要課題に関して、参加する権利を有することは、市民自治のまちづくりには必要と考えます。なお、流山市が直面する将来に係る重要課題は、地方自治法等法令に規定する事項を除いた事項が対象となります。</p> <p>なお、具体的条項について個別条例の制定時に規定することと再考し、次のように再整理しました。</p> <p>(市民投票)</p> <p>市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。</p> <p>2 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。</p>	修正あり。
9		第16条(流山PI方式)	<p>「市民協議会」「市民会議」「市民委員会」などと名称は違っても、いずれも市民が公募などで集まり、市の重要事項について議論・検討し、その結果を市民の意見として市長や議会に報告するという制度であり、市長や議会に尊重義務を課している場合が多い。</p> <p>これら「市民協議会」等については、公募市民の代表制と権限に基本的な問題がある。議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、議会での多数決による決定は、間接的に市民の多数決による決定であるとみなす合理的根拠がある。しかし公募市民は選挙で選ばれたわけではなく、市民の代表であるとはいえない。</p>	<p>第16条のPIという参加手法は、流動的なものであり、恒久的な市民参加の手法として、条文として規定することは不適切という指摘があることを再考し、条文として削除することで整理しました。</p>	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
			<p>また、公募により集まった場合は、年齢・性別など委員の構成にも極端な偏りがでて、市民の平均的構成とも著しく乖離するケースが多く、「市民協議会」等の意見を市民全体の平均的意見と見なすことにも無理がある。従って、「市民協議会」等の決定が、市民の多数意見であるとみなせる根拠はない。</p> <p>さらに、いくつかの市の事例でも、公募に応募する人が固定化する傾向が指摘されており、これでは、一部の人の意見が市民の意見であるかのように見なされる危険性がある。このような公募市民による決定に対し、市が尊重義務を負うとすれば、民主主義の基本原則が損なわれる恐れがある。</p> <p>また、一般的に「市民協議会」等は、目的や対象が限定されていないので、扱うテーマによっては個別の審議会等と重複する可能性がある。さらに「市民協議会」等は議会とも屋上屋を重ねることになり、常設されるようになれば、まさに第2議会となって本来の議会が形骸化する懸念がある。</p> <p>この制度は、重要事項に関して企画段階から住民が参加するものだけに、住民投票制度とあいまって、左翼陣営が最も重視しているものである。</p> <p>この制度は、重要事項に関して企画段階から住民が参加するものだけに、住民投票制度とあいまって、左翼陣営が最も重視しているものである。</p>		
	10	第41条(条例の実効性の確保)	<p>第41条3項の規定には、「推進会議」の設置に関するものである。これは、自治基本条例制定後、条例が着実に推進されているかどうか検証し、その推進や啓発を図るための組織とされている。要するに、条例を作りっぱなしにするのではなく、絶えず監視して、至らない点があれば尻をたたくというものである。会議のメンバーには公募の市民が参加することになっている。</p> <p>しかし、自治基本条例は、基本的には自治のルール・手続きを定めているものであり、そのルールに基づいて市政運営するものであって、個別課題のように推進するような性格のものではない。また、条例そのものに不備があるかどうかは、常設の組織で絶えず監視する必要はなく、一定期間経過後に見直しをする規定を定めればすむことであり、このような組織は不要である。</p>	<p>本条では自治基本条例の制定後、市民自治によるまちづくりが推進され、実効性が確保されていくことを規定したものです。市では第2項のとおり、条例の実効性を確保するため、必要な制度などの整備に関する年次計画を定め、条例の運用状況を調査・把握し、結果をまとめ公表するとともに、市民等及び市民自治を推進する地域コミュニティと協議し、連携していくものとしています。</p> <p>連携とは、市民等、市、議会、それぞれの立場に立って市民自治によるまちづくりを推進していくことを表しています。</p> <p>ご意見にある推進会議など特定の常設機関の設置はありません。</p> <p>なお、第3項の「市民自治を推進するための」を「市民自治によるまちづくりを推進するための」に再整理しました。</p>	修正あり。
	11	第42条(条例の見直し)	<p>自治基本条例には改廃手続きを定めているものがある。その趣旨は、条例改廃にあたっては、市民参加による論議や検討の場を保障し、市長や議会が勝手に条例を改廃できないように縛りをかけようとするものである。このような規定は、法で認められた議会の条例制定権を制約することになり、議会の権限の侵害となる恐れもある。</p> <p>また、このような規定を設けると、条例の改正がやりにくくなるため、「最高規範」ともあいまって不磨の大典のような硬性の条例になる恐れがある。自治基本条例は施行状況等を勘案しながら、むしろ柔軟に改正できるようにすべきである。</p> <p>以上</p>	<p>条例の見直しは議決事項となりますので、見直しの内容について議会で審議されることとなります。</p>	修正なし。
11	1	意見	<p>本条例案は、流山市の最高規範(第2条1項)であり、この条例に照らして、市および議会は法律及び政令等を解釈し判断する(第2条2項)とありますが、この条例の位置付けを踏まえて各条を見ますと、以下のような懸念される部分が見えてきます。</p>		回答なし。
	2	第16条(流山PI方式)	<p>1) 第16条 流山市PI方式に、選挙で選ばれてもいない「市民協議会」が市制に関わる政策を提案し、市はこれを尊重しなければならないとあり、さらに、第4条などで議会も市民の参加を多様に保障しなければならないとあり、この条例が法律および政令の解釈の上書きが出来るともとれる最高規範の文言がありますので「市民協議会」の力が市長、議会をも凌ぐことが出来るのではないのでしょうか。</p> <p>これは地方自治の根幹である二代表制をも崩壊させることが出来る可能性を秘めています。</p>	<p>第16条のPIという参加手法は、流動的なものであり、恒久的な市民参加の手法として、条文として規定することは不適切という指摘があることを再考し、条文として削除することで整理しました。</p>	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
3		第3条 (定義)  第18条 (市民投票)	2) 本条例案では、日本人と外国人との定義(第3条)がなく、外国人にも地方参政権が付与されてしまうのではないのでしょうか。第18条1項に、市民投票権は、18歳以上の市民にあり、とあり、市民とは、第3条に、市内に住所を有するものとあり、最高規範条項を用いれば外国人に市民投票権を与えることが出来ます。さらに拡大解釈すれば、地方参政権をも与えることが出来ることになってしまいます。 我国に多く居住している外国人の母国は、今なほ我国にミサイルの照準を合わせています、また、それらの国々は我が国の領海をたびたび侵犯し、更には島を事実上占領して国防上も重大な問題です。市政を預かる者は、善人ぶってはいけません、後世に禍根を残さないためにも毅然とした判断をお願い致します。	市民自治によるまちづくりを推進するため、市政には、様々な主体の参加によって行なわれるべきと考えます。 なお、市民等の市政への参加に当たっては、第37条で発言と行動に責任を持つことと規定しています。また、法令に抵触しているものではないと考えます。 外国人登録は、外国人登録法でいうところの居住地すなわち住所です。地方自治法第10条の住民であり行政サービスなどの役務を受ける権利を有し、負担を分任する義務を負います。 したがって、流山市が直面する将来に関わる重要課題に関して、参加する権利を有することは市民自治のまちづくりには必要と考えます。 また、地方自治法第11条、第12条、第13条の日本国民たる普通地方公共団体の住民の参政権(法第11条)、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権(法第12条)、議会の解職請求権、役員の解職請求権(法第13条)の投票結果は、効力を発揮するが、本条第18条の市民投票条例は、尊重義務はあっても、投票の結果によって効力を発揮するものではありません。なお、市民投票は市民参加の手法であり、市民投票は参政権ではありません。  なお、第1号「市民」の定義を明確にするため、次のように整理しました。 「市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。」  また、具体的条項について個別条例の制定時に規定することと再考し、次のように再整理しました。 (市民投票) 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。 2 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。	修正あり。
4		意見2. 第28条 (危機管理体制の確立)	意見2. 危機管理体制について 昨今、国内では、凶悪な強盗殺人や麻薬の密売など外国人による犯罪が激増しております。こうした国際犯罪に対応できる体制を念頭に入れた条例として頂きたい。	市では、「安心安全のまちづくり」を標榜しており、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法の趣旨を含めた、市民の生命や財産を守ることの重要性を高く位置付けています。	修正なし。
5		意見3. 第35条 (倫理)	意見3. 倫理について 毎日のように公職にある者の不正報道があり、日本中を蔓延している。これまでは問題が起ころうと口先ばかりの対策の終始し一向に改善されません。したがって、罰則を厳しくし、不正者は原則懲戒免職とする条例としてほしい。罰則がいくら厳しくとも不正をはたらかない職員のとってはなんの不都合もありません。  以上、申し述べました意見の中で、意見1は本条例案そのものに対する意見であり、意見2および3は本条例案の条文をより具体的運用するための付則のなかで勘案してほしい意見です。よろしくご検討のほどお願い申し上げます。	市長、議員は、二元代表制で選ばれた市民の代表としてその信託のもと、市政を運営するものであることから、政治倫理が強く求められています。市長、議員については、各々「政治倫理の確立のための流山市長の資産等の公開に関する条例」や「流山市議会議員政治倫理条例」に基づき、この遵守の徹底と時代に合わせた信頼を確保していきます。 また、職員については、公務に対する市民の信頼を確保するため、地方公務員法第30条の「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」の規定の遵守、また、同法で規定されている「服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限」などを遵守し、市としても職員の倫理の徹底を図って参ります。	修正なし。
12	1	条文に対する意見	公表された流山市自治基本条例(案)全体の条文の内容を拝読し、その内容即ち各条文を以て流山市の最高規範としての基本条例とすることに大変疑問を感じるものです。 自治基本条例(案)については、流山市自治基本条例策定市民協議会(以下市民協議会という)より市長に提出された「条例原案」をもとに、市が行政素案(市プロジェクトチーム)を策定され、この度、流山市自治基本条例(案)として公表されたわけですが、その内容を拝読しますと多くの市民から集約された貴重な意見がどう反映し、条文の文言に包括した表現となっているか、疑問です。 自治基本条例(案)は、市民の意見を集約した条例原案の内容(良否は別にして)が自治基本条例(案)に至る過程で相当骨抜きされ、行政が運用し易い、抽象的な条例となっているのではないのでしょうか。 自治基本条例(案)は、地方分権による自立した自治体の運営を健全な状態で持続しなければならないこれからの時代に、市民・市議会(市会議員)・市(市長)の役割分担を明確にして、それぞれが権利・権限のなかで責務を負う文言の条文が欠落がしています。		回答なし。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
			<p>今回の公表に当たっては、広報紙に市民協議会の「条例原案」を並列公表し、「条例素案」から「流山市自治基本条例（案）」へ修正された過程を市民に公表し意見を求めるべきです。市のホームページには、市民原案、条例素案を見ることができますが、パソコン（インターネット接続を含む）無い市民には見ることが出来ません。パブリックコメントの方法について今後検討してください。</p> <p>地方分権の到来に今後どう対応していくか、自己責任による自立した自治体運営を推進するため市民の負託に応える有能な市議会議員及び市長を選ぶ権利を行使する行動を起こすこと、そして二元制代表による市議会・市の運営等の活動に主体的に関わる仕組みと行動するための担保（公募による市民による審議委員会及び審議委員等及び構成、採択の決め方の仕組み等）を明確に条文としないかぎり市民自治は育たない。</p> <p>一方、市議会と市議会を構成する市議会議員と市長は、選挙による市民の負託に応える強い意志を持って、それぞれの役割に応じた職務と責務を条文とすべきではないでしょうか。特に、市議会においては、議会運営と市会議員の議決権の行使及び市長においては、自治体を総括する代表者として、強いリーダーシップによる行政運営など条文として明記すべきと考えます。</p> <p>そして、自治基本条例を読めば市民のだれもが一目でわかる市政の仕様書〔物事の運営の順序を記した文章（条項、条文）〕として、市民がいつも手元に置き市議会及び市議会議員の活動、市（行政）の行政運営・活動及び市民の参画等の動きがわかることを基本とし具体的に見える（見える化）条文とすること。</p> <p>先に大まかな意見として、詳細については、一市民として作成した流山市自治基本条例（私案）を、この度公表された「流山市自治基本条例（案）」に対する意見とします。</p> <p>なお、市民自治を進めるに当たって公表された、市民、市、議会の役割分担に関し、次の項目について、疑問と捕らえ記すことにします。</p>		
2	前文		<p>1、前文の文言のうち、地方政府、まちづくり、信託、市民福祉は前文としては、適しないと考えます。ここで政府を名乗る国と同等の権限と見なす自治権が移譲されているのか、まちづくりは基本条例を制定する最大の目的か、信託（信用して任すとの意味）という文言で選ばれた市会議員、市長、は、市民に応えているか、疑問とするところであり負託（責任をまかされている意味4）の文言が市民、市会議員、市長とも重く受け止める事が出来「負託」とする方がよい。</p> <p>市民福祉の意味、姿が理解しにくい、定義付けを明確にする事、そして自治基本条例は何を目標にしているのか不明確である。前文では市民福祉の実現、第1条目的では、市民福祉の向上を図る、と記されており、どっちなのか不明である。</p> <p>また、自治始まります・・・は、市民集約として掲げた標語であり、削除した方がよい。追加として、「流山市の最高規範として」・・・制定する、と追加されたい。</p>	<p>前文を次のように整理しました。</p> <p>前文 わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。 わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。 地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき分権を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を立案し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともにまちづくりを進めることが求められています。</p> <p>この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。 そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。 流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治によるまちづくりを推進するための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。</p>	修正あり。
3	第1章 総則 第3条 (定義)		<p>第3条の定義について 市民等、市政、参加の定義については、つぎのとおり変更されたい。 市民等を条文の多数に亘って記していますが、その内容から云ってまぎらわしく、市民として明確にした方がよい。また、市政も市議会、市の活動をまとめて市政の文言で記していますが、それぞれ権能が違うものを同じに扱うのはおかしい。</p>	<p>第3条の定義について、「市民」と「市民等」は、条文において対象が異なるので、「市民」「市民等」は適切と考えます。 市政は行政運営と議会活動の二元代表制によって営まれるものなので、市政には行政の運営と議会の活動の両方を定義とすることは適切と考えます。なお、第7章の議会運営の原則の条文以外の議会運営の原則は、議会基本条例で規定されます。また、参画の意味は、参加の多様な形態の一つとして含むこと、事業者は「市民等」に含むことで整理していますので変更は考えておりません。</p>	修正あり。

流山市自治基本条例（案）パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
			<p>従って「市議会」として新しく定義した方がよい。 参加については、その行動内容から相違する文言であり、これからの市民全体の自治体運営に関わる役割から、「参画」（市民が主体となって自治体の運営に参加し、企画の段階から意見、提案を行なう）に替えた方がよい。 また、事業者を新たに定義として追加し、事業者、NPO、自治会等を含んだ定義とされたい。したがって、第17条は参加条例を参画条例にされたい。</p>	<p>なお、第1号「市民」の定義を明確にするため、次のように整理しました。 「市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。」</p>	
4	第4章 参加と協働	3、第4章 参加と協働 第12条 子どもの意見表明、について、子どもの年齢が不明確であること、20歳未満の市民もおり、特記して項目として設けることに疑問があります。 従って、第12条は削除し第12条の条文で包括する。 第11条の権利の条文を、「主権は市民にあることを自覚し、市民自治の推進、暮らしやすい地域社会を築く主体として、国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いにかかわらず、平等に参画する権利を有します。すれば年齢による差別を無くし平等に表現する事が出来ます。」とする条文に	<p>第14条 提案制度については、「提案を審議する委員会の設置と市民と識見者による委員とすること」を明記されたい。市民が主体に関わる大事な文言です。</p>	<p>第4章の「参加と協働」では、第11条で、市民等に市政への参加の権利があることを規定しています。第12条の「子どもの意見表明の機会の保障」における子どもは第11条の市民等に含まれますが、次世代のまちづくりを担う子どもたちが、自らの意見を表明できる機会を設けることは、重要であり、本条で規定しています。なお、本市では、平成20年4月「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」が施行されています。</p>	修正なし。
5	第14条 (提案制度)			<p>提案制度は、制度の整備の際、詳細を定めていくことになります。</p>	
6	第6章 行政運営の原則について	4、第6章 行政運営の原則について 公表された条例案による条項、条文は抽象的であり、行政の運営と内容が大まかであり、市民にとっては、税金の使い方即ち、税の収入、及び歳出と予算の執行、決算、財産管理状況がわからない。これらを分かり易く明記する事が必要です。		<p>自治基本条例は、流山市が市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則を定めるものであり、基本原則として行政運営の原則として整理したものです。 なお、財政運営の条文第5項は次のように再整理しました。 「5 市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければなりません。」</p>	修正あり。
7	第29条 (審議会等)	第29条審議会等について 条文によれば委員の構成は、可能な限り市民等からの応募としていますが、市民が主体として関わる条文としていない。従って「委員は市民からの公募を原則に、委員の構成は関係する委員会の内容に準じた識見者及び市民とし、世代層を代表し、男女の割合は同数を原則とする。」等の条文に置き換える。 理由、従来の審議会の決定は、委員の選定、構成において偏っており、市民の意思が反映されない状況が多々見受けられている。		<p>審議会は、地方自治法(138条の4第3号、202条の3)に基づく附属機関であり、附属機関は行政機関の要請(諮問)で、行政の意思の決定に際し、必要な審査、審議又は調査などを行なう機関です。本市においては、「審議会等の委員の選任等に関する指針」を定め女性委員の登用(委員割合が4割を下回らないように努めるものとする)や委員の公募については、委員定数の3分の1を目途に可能な限り公募による委員の登用に努めるものと規定しています。 しかし、実情として、なかなか集まらない現状があります。現在、審議会数が44審議会のうち、達成できている審議会が34%です。実態を考慮した場合、過半数に満たない場合審議会等が機能しなくなることから、可能な限りと標記しました。</p>	修正なし。
8	第28条 (危機管理体制の確立)	第28条危機管理体制 この条項は、自然災害、火災、疾病、事及び武力攻撃並びに大規模テロから市民の生命、財産を守る危機体制であり、その取り組み、啓発について骨格をしっかりと、条文化する事が大事であり、条例案では抽象そのもので、その時の体制が不明である。 市民が安心・安全に暮らす緊急体制について条文を追加する。		<p>市では、「安心安全のまちづくり」を標榜しており、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法の趣旨を含めた、市民の生命や財産を守ることの重要性を高く位置付けています。</p>	修正なし。
9	第7章 議会運営の原則について	5、第7章 議会運営の原則について 議会に関する条項が少なく欠落している。そして末尾の文言が、とします。努力します。と行政用語(何もしない、言葉だけ)になっている。又議会の機能としての条文が無く、市民福祉の向上に努めます。との条文はおかしい。		<p>本条例では、議会運営の基本的な原則として、第30条(議会の運営)、第31条(市民等にかかれた議会)、第31条(議会の政策立案機能の充実)について規定しています。本市では、議員立法で議会基本条例の制定作業が行なわれており、議会運営の詳細は、議会基本条例に委ねることで整理しています。</p>	一部修正あり。

流山市自治基本条例(案)パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
			<p>市民が選り市民の負託の応える市会議員の議会活動について、行政運営と同じく条項を設ける事が大切である。これでは、役割分担による責務が市民には見えない。これでは、自治基本条例ではなく、行政基本条例ではないだろうか。学識経験者を構成する策定調整会議は、この程度の知識の委員で構成されていたのだろうか。</p> <p>従って、市議会の権能事項、役割、議事機関としての責務、審議の方法(自由討議、市に対する反問権の付与、基本計画の議決)、閉会期間中における市民への議会報告、陳情・請願に関し詳細説明に対する質疑応答などを盛り込んだ条項条文とし追加すること。</p>	<p>なお、議会運営の原則は、基本的に議会基本条例で定めることを再考し、章のタイトル及び第30条第1項(議会の運営)を次のように再整理し、第3項は、同一の条文が議会基本条例で明記されることで進められているので、削除することで整理しました。</p> <p>第7章 議会の役割 (議会の役割) 第30条 議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。</p> <p>また、第32条(議会の政策立案機能の充実)は次のように再考し修正しました。 「議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。」</p>	
10	第8章 公正と信頼の確保 第36条 (内部通報)		<p>6、第8章 公正と信頼の確保 第36条 内部通報 この条項を削除し、既に市職員に対する含む規定及び公益通報法に対する市独自の運用による独自の服務規程の改正を行ない施行すれば済むことである。</p> <p>基本条例の中に盛り込んでまで、職員を監視しなければ信頼できない組織の勤務環境は、職員の能率低下に繋がり、行政サービスの低下に繋がる可能性があり、職員を萎縮させる条項、条文はよくない。 第36条は公益通報とし、市会議員及び市長に対する市民からの通報とする条文とする。に替える。</p>	<p>本条は、公益通報者保護法の精神に基づき、職員の内部通報について定めたものです。本市では「内部通報制度に関する実施要領」で、「法令に違反する行為の事実、市民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実、公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為の事実」を対象として定めています。これを勘案して本条では、広範に「適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民の信頼をき損するような行為」を適用範囲としています。 解説文で説明します。</p>	修正なし。
11	第9章 責務		<p>7、第9章 責務 第37条 市民の責務 この条文によると、市民は…市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。と記されていますが、市民の責務になっていない。 市民の責務の大事なことは、自治体運営に関し市長の執行権及び議決権を与える市議会議員を選ば選挙権を行使する行動を起こす事が第一であり、このことを自覚する条文とする。しっかりと明記しないと市議会、行政運営に対する認識が薄れ、市議会・行政任せの今の状況となる。</p> <p>条文として、「市民は、法令の定める選挙権を有する市民が、市民の負託に応える有能な市会議員及び市長を選ば権利を行使する投票行動を起こすことから、真の市民自治を進める責務があることを自覚しなければなりません。」とする条文とする。</p>	<p>市政の参加に当たり、市民等が自らの発言と行動に責任を持つことは重要な要素であることを規定しています。 市民が二代表制のもと市長と議員の選挙に参加し信託することは市政の参加に含まれるものと考えます。 なお、市民等の責務については、次のように再整理しました。 (市民等の責務) 市民等は、市民自治によるまちづくりの主体者であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。</p>	修正あり。
12	第38条 (市長の責務)		<p>第38条 市長の責務、第3項市長は、選挙においての自らの公約を総合計画に反映…とした条文ですが、この条文は適正ではない。 「…自らの公約は総合計画に盛り込まれた施策を実行する内容とし、在任中において総合計画の見直し時に社会変動に応じた施策を反映しなければなりません。」とする文に。総合計画は議会の議決事項であり、市長が勝手に替えられる計画ではない。</p>	<p>基本構想は地方自治法第2条第4項により議決案件となっております。本条例第23条において、基本計画の議決を規定し、同趣旨を盛り込んでおります。</p>	修正なし。
13	8、流山市自治基本条例(案)の構造図		<p>8、流山市自治基本条例(案)の構造図について 市民・市議会(市議会議員)市(行政)の役割分担(役割、責務)を上位の章で明確にした上で、行政運営の章にした方が、市民としては理解しやすい。 順序として、前文 総則 基本原則 市民・市議会(市議会議員)市(行政)の役割分担 行政運営等 暮らしやすい地域社会 住民投票 危機管理等… 条例案によると、役割分担の項が分散しており、関連について見づらく理解しにくい。</p>	<p>自治基本条例の構成は、全10章で42条で構成しています。パブリックコメントの条例案は、第1章、第2章で市民自治によるまちづくりを推進していくことを表す目的・理念を表しています。第3章から第7章は前述の市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則と制度を定めています。第8章から第10章ではこの条例に定めたことを守るための公正と信頼、この条例に関わる人たちの責務、この条例の実効性を確保するための仕組みや見直しなどについて定めています。 パブリックコメントの条例体系は、自治基本条例として適しているものと考えます。</p>	修正あり。

流山市自治基本条例(案)パブリックコメント 意見及び市の対応方針

	項目	条項・ 該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
	14	流山市自治基本条例(私案)(H20.3.20)別冊	<p>9. 流山市自治基本条例(私案)(H20.3.20)別冊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成図 1部</li> <li>・流山市自治基本条例(私案)1部</li> <li>・流山市自治基本条例(私案)解説1部</li> </ul> <p>この流山市自治基本条例(私案)は、この度公表された流山市自治基本条例(案)に対し反映すべき事項の意見です、分権社会に対する市民・市議会(市議会議員を含む)・市(市長、補助機関を含む行政)の役割分担とそれぞれの責務を明確にし、これからの流山市の自立した自治体の運営の仕組み、具体的な骨格を条文としたものです。</p>	<p>パブリックコメントの条例案は、H17年9月から3年以上のプロセスにおいて、119回のPI方式により、3,400人の約7,000件の意見集約を経て、それを下敷きに市と協定を結んだ市民協議会が条例原案をまとめ市に提出しました。それを尊重しつつ行政職員の庁内プロジェクトチームによって条例素案を作り、2つの条例案の違いを、市民協議会の代表と行政の代表それに学識者を交えた「策定調整会議」による深い議論の末、調整してきた条例案です。</p> <p>ご提案の(私案)との比較検討は、同じ自治基本条例(案)ですが、総論としての方向性は類似する点が見受けられますが、各論である構成その他条文規定の記述は、パブリックコメントの条例案より詳細で具体的な記述があると見受けられました。パブリックコメントの条文案では、市民自治によるまちづくりを推進する基本原則を明らかにすることを主旨としてまとめたもので、提出のあった私案のような詳細な点は、自治基本条例に基づき、個々の条例や規則などの制度を整備していく中で詳細をさらに検討し明らかに位置づけていくことで、住み分けていきたいと考えます。</p> <p>「流山市自治基本条例」(私案)(H20.3.20)別冊の内容は、この度お示したパブリックコメントの条例案に対し、別の視点で作られた全57条で構成された条例私案であると認識しました。</p>	修正あり。
13	1	第3条の(5)市政の定義について	<p>1. 第3条の(5)市政の定義について</p> <p>『行政の運営及び議会の活動をいいます』と定義されていますが、「行政の運営」は定義が曖昧で、「議会の活動」とのバランスも良くなく、『市及び議会の活動をいいます』が望ましいと考えます。</p>	<p>第3条(定義)の第4号の「行政の運営」は、前3号の「市」を指しています。他の条文において、行政の運営、議会の活動、行政と議会の活動を指している条文と整合を図っており、明確であると考えます。</p>	修正なし。
	2	第13条(参加の機会の保障)	<p>2. 第13条第2項</p> <p>『市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければなりません。』となっているが、第4条(基本理念)の(5)に合わせて、以下のように変更するのが望ましいと考えます。</p> <p>『市及び議会は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを市政に反映するよう努めなければなりません。』</p>	<p>第13条第2項(参加の機会の保障)では、市民等の意見や提案を、多様な方法を用いて求め、行政の運営に反映していくことを規定しております。議会を含む市政に関しては、同条第1項で多様な参加の機会を設けることを規定し、第13条第2項は行政の運営を対象としており、多様な方法とは、審議会をはじめパブリックコメントやタウンミーティング、ワークショップ、意見交換会、PIなどが考えられ、これらの方法は策定する計画等の属性を考慮して複合的に用いていくものと考えます。</p>	修正なし。
	3	第14条(提案制度)	<p>3. 第14条第1項</p> <p>『市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。』となっているが、第4条(基本理念)の(4)、(5)及び(6)に合わせて、以下のように変更するのが望ましいと考えます。</p> <p>『市民等は、公益的な観点から市政に関する提案を市および議会に提出することができます。』</p> <p>また、第2項についても、最初の部分を『市は、前項の…』から『市および議会は、前項の…』と変更すべきと考えます。</p>	<p>第14条(提案制度)は、市民等の自発的な意思に基づき、行政の運営に関する課題を解決したり、住みやすいまちづくりのために自らのアイデアや意見を具体的に政策提案として、市に提案することができる制度について規定したものです。別制度として個別に整備していくものです。</p> <p>したがって、この提案制度は行政運営に対する提案を指しているのでパブリックコメントの条例案が適切と考えます。</p>	修正なし。
	4	第17条(市民参加条例)	<p>4. 第17条は、主語がない文章になっているので、以下のように「市長は、」を先頭に挿入すべきと考えます。『市長は、市民等の市政への参加に関する…』</p> <p>以上の4点について、ご検討をお願い致します。</p> <p>なお、自治基本条例と議会基本条例が整合したかたちで早期に成立することを期待しております。</p>	<p>第17条(市民参加条例)は、行政上の手続きを定めるものであり、二元代表制のもと議会の議決を経るものです。その提案権は市長にも議会にもありますが、手続き等事務的なものは行政が担うものであり「市長」を削除したものです。</p>	修正なし。